

2019 年度

学士論文

民主化の成否を分ける要因

—中国と台湾の事例における「統治の正統性」の変動及び

エリートと民衆の連携—

一橋大学社会学部

4116080A

木村将太

田中拓道ゼミナール

目次

序章

第1節 問題の所在	4
第2節 本稿の対象	5
第3節 本稿の構成	5

第1章 先行研究の整理

第1節 民主化の理論についての先行研究.....	6
第2節 「統治の正統性」についての先行研究	9
第3節 RQ と仮説の提示	10

第2章 中国政治の現状と問題点

第1節 政治アクターの現状	13
第2節 党政関係と「統治の正統性」	16

第3章 台湾

第1節 台湾の民主化	19
第2節 統治の正当性の変化	21

第4章 中国における民主化運動の経緯と帰結

第1節 百花斉放・百家争鳴運動	24
-----------------------	----

第2節	改革開放	26
第3節	六四天安門事件	29
第4節	天安門事件以後	31
第5章 なぜ民主化しないのか？		
第1節	中国の特殊性	34
第2節	中国における「統治の正統性」.....	35
終章 結論		
第1節	RQ に対する回答	38
第2節	本稿の限界	40

序章

第1節 問題の所在

民主主義的な政治体制をとる国家の数は、歴史的に見て漸進的に増加している。フリーダムハウスの指標によれば、88 の国家、29 億人が「自由」な環境の中で生活している。この指標においては政治的権利と市民的自由を総合して自由度の判定を行うため、「自由」という判定はその国が民主主義的体制をとっていると評価する根拠になる。

かつて非民主主義的な体制であった国家では、民主化運動が発生し、体制転換が実現した。ハンチントンによる「民主化の波」の理論では、世界の民主化運動は3つの時期に集中して起こってきたと主張されている。「民主化の波とは、非民主主義体制から民主主義体制への一群の体制移行のことである。」(ハンチントン 1995: p.13)とし、1828 年から1926 年にかけて、アメリカやフランスでの革命及び第一次世界大戦が含まれる第一の波、1943 年から1962 年にかけての第二の波、1974 年以降の第三の波があった。それぞれの波の時期においては、全体主義体制への揺り戻しによる民主主義体制国家の減少も観察されたものの、全体としては民主主義体制をとる国家の総数の増加が観察された。

一方で、依然として国民が非民主主義的な環境で生活することを強いられている国家も多い。49 の国家が「不自由」、58 の国家が「部分的に自由」とされ、世界人口比で見れば60%以上にあたる45 億人以上が政治的権利か市民的自由、もしくはその両面において不自由な、非民主主義的な環境の中で生活している。

フリーダムハウスは2018 年のレポートの中で、フリーダム指数の悪化を理由として「民主主義はここ数十年で最も危機的な状況にある」と報告した。トルコやハンガリーでの権威主義的な指導者の登場、フランスやドイツでの右翼ポピュリスト政党の伸長がその理由とされている(www.freedomintheworld.org, 2019 年12 月30 日閲覧)。

世界的な民主主義化の潮流の中でも、民主化運動が成功せず体制転換に至らなかった事例や、そもそも民主化運動が大規模化せず限定的な影響にとどまった事例もある。そのもっとも顕著な例のひとつと言えるのが、中華人民共和国である。第二次世界大戦後、共産党による社会主義政権が樹立された後、複数回にわたって民主化要求が起こった。その最も有名な例である天安門事件は、ハンチントンの言う「第三の波」の時期とまさに一致するが、同時期のほかの多くの社会主義諸国のように体制転換することはなかった。

本稿は、民主化という政治的現象が既存の理論では説明できないことへの問題意識を原点とする。詳細は後述するが、民主化の理論はいまだ確立された理論が存在しない。本稿では、中国と台湾という個別の事例研究から、既存の理論を修正することを目標とする。

第2節 本稿の対象

本稿では、毛沢東時代以降の中華人民共和国（以下、単に中国と呼称する）を対象とする。中国は共産党政権による指導の下で経済成長を遂げ、「改革開放」期の政治・経済改革を経て、2010年には日本を抜いてアメリカに次ぐ世界第二位の経済大国に躍進した。

民主化に関する多くの先行研究において、経済成長に伴う社会変化は民主化を促進する要因とされてきた。事実、2000年代前半の研究の中では中国の民主化が予測されていた。呉軍華は『中国 静かなる革命』の中で、習近平政権の成立する2012年以降に、現体制は共産党の内部変革を契機に体制移行が進む可能性を明言した。しかし実際には、中国において民主化や体制変動は起こらなかった。民衆による運動はたびたび見られたものの、実際に政権の運営に重大な影響を及ぼすには至らなかった。

本稿では、中国で発生した過去の民主化運動と、現在の状況について注目し、体制転換のために必要な要素について考察する。その過程で、実際に民主化した台湾の事例との比較も加える。民主化への動きが挫折した経緯を分析し、民主化の成功事例と比較することで既存の理論を修正することを本稿の目標とする。

研究に際しては、民主主義の定義を後述するシュンペーターの定義に依拠する。彼の用いた最小限の定義は、民主主義的体制と非民主主義的体制を区別する上で明確な基準を提供するものである。

本稿においては非民主主義体制から民主主義的体制への移行を研究対象とし、樹立された政権の定着に関しては研究対象としない。これは、民主化に関する議論の中で主流となっている焦点に合わせたものである。

第3節 本稿の構成

本稿ではまず、第1章で民主化の理論に関する先行研究とその課題を指摘し、本稿の重要な概念である「統治の正統性」についての研究を概説する。そのうえで、本稿のリサーチクエスチョン（RQ）および仮説を提示する。第2章で、中国政治の現状を権力機関に注目して記述し、現行体制の特徴を明らかにする。第3章では、民主化の成功事例として台湾を取り上げ、民主化の過程と成功の要因を分析する。第4章では、中国国内で過去に発生した体制転換への動きの経緯とその帰結を述べ、それらがあつてなお体制転換していない現状を示す。第5章で、改めて中国政治の特殊性を述べ、民主化に至らなかった要因を検証する。それを受けて終章で、二国を比較したうえでのRQへの回答を提示すると共に、本稿の限界について述べる。

第1章 先行研究の整理

第1節 民主化の理論についての研究

本節では以下、本稿で扱う「民主主義」と「民主化」という語の定義について述べる。第一に、「民主主義」という語の定義についてである。シュンペーターは民主主義におけるリーダーシップに着目し、民主主義を「政治的決定に到達するために、個々人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行うことにより決定力を得るような制度的措置」と定義した(武田 2001)。古典的な民主主義論では人民による政治参加が第一の目的とされていたのに対し、シュンペーターの理論においては代表を選出することが第一の目的であり、人民は選出した指導者に指導権を帰属させる存在である。そのため、この定義の上では「競争的選挙を通じて国民が指導者を選抜する制度、いい換えれば、複数政党制に基づく自由で公正な普通選挙の存在が、民主主義体制の鍵となる」(武田 2001: p.15)。

シュンペーターの定義は、国民の政治参加の機会を選挙のみに限定するものであるという批判も存在する。しかし、近代社会の現状を考えるとエリートに政策決定権が委譲されることはやむを得ない。政治権力者の選出を最低限の条件とすることによって、幅広い事例を対象とする実証分析が可能になり、民主主義体制と非民主主義体制との区別が明確になる。

民主主義体制に対置される概念としての「非民主主義体制」を細分化したのがリンスの業績である。リンスは、「全体主義体制」と「権威主義体制」というバリエーションを提示した。全体主義体制が一元的な権力中枢、排他的で自律的、かつ知的に洗練されたイデオロギーを持つことによって定義される(リンス 1995: pp.27-28)。権威主義体制は、「限定された、責任能力のない政治的多元主義を伴っているが、国家を統治する洗練されたイデオロギーを持たず、しかし独特のメンタリティーを持ち、その発展のある時期を除いて政治動員は広範でも集中的でもなく、また指導者あるいは時に小グループが公式的には不明確ながら実際には全く予想可能な範囲の中で権力を行使するような政治体制」と定義された(リンス 1995: p.141)。上記の定義においては、権威主義体制は政治的多元主義、指導原理となるメンタリティー、国民に対する消極的な政治動員の3点を特徴とする。ただし実際には、その定義の包括性から下位類型の発展が不可欠となった。武田(2001)は、権威主義体制を・一党統治体制・軍事支配体制・個人支配体制に分類している。

一党統治体制においては、支配政党が国家に対する優位を確立している。ただし、行政や立法機関を完全に代替する能力はなく、軍や警察への統制も不完全であることから、「疑似全体主義体制」とも呼ばれる(武田 2001: p.25)。限定された範囲であれば反対政党の活動も黙認する点に、一党独裁体制との差異がある。

軍事支配体制においては、軍が直接政府を運営する場合としない場合がある。直接運営

する場合には、閉鎖的な集団が政策決定をするケースが多く、選挙の実施や大衆政党の形成もまれである。合理性や効率性を重視などの特徴を持つが、体制の正当化は最終的に暴力と脅迫を持って行われることになる。

個人支配体制においては、支配者と支持者の間のパトロン－クライアント（恩顧）関係を特徴とするため、公的領域と私的領域の融合が見られる。そのため、統治ルールが形骸化し、権力行使の予測可能性の低下を招くこともある（武田 2001: p.29）。

第二に、「民主化」という語の示す範囲についてである。オドンネルによれば、移行とは「一つの政治体制と他の政治体制の合い間」であり、権威主義体制の崩壊過程の開始によって開始し、何らかの形態での民主的政治の確立、何らかの形態の権威主義への回帰、もしくは、革命的選択肢の出現によって確定される（オドンネル 1986: pp.34-35）。そのため、権威主義体制からの移行が必ずしも民主化と同義というわけではない。本稿では、体制転換の中の一つの帰結である民主化に焦点を当て、以下で民主化論における先行研究を整理する。民主化論においては、民主化の開始段階が「移行」として位置づけられ、移行が完了した後は「定着化」の段階として位置づけられる（岩崎 1999: p.163）。

特に、民主化に対する移行の完了としては、複数政党制と競合選挙の導入がその指標として用いられる。成人の普通選挙権、秘密投票、政党を組織する権利や候補者を立てる権利といった条件が、選挙による競合を実現するために必要である（岩崎 2006: pp.54-55）。

また、移行の局面自体も「解体局面」と「形成局面」に二分される。両者は相互に関連し、同時に進行するケースもあるが、分析の上では区別する必要がある。前述のオドンネルの主張のように、非民主主義体制の崩壊から民主主義へと必然的に導かれる保証はなく、別の非民主主義的体制への帰着を招く可能性があるからである。前者の段階では、非民主主義的体制の否定が主となり、既存の統治ルールが機能不全に陥る。一方、後者の段階では、民主的なルールの策定が行われる（武田 2001: pp.73-74）。こうした局面ごとの差異は、諸アクターによる闘争の焦点を規定する。前者においては支配者と反対勢力との間での権力をめぐる闘争が発生し、後者においては新たな統治ルールをめぐる闘争が発生する。

民主化の過程においては、中心的なアクターと移行の戦略によって異なるパターンが見られる。カール(1990)によれば、移行の様式には「協定」「改革」「威圧」「革命」の4つの種類が存在する¹。

武田（2001）によれば、体制変動の分析に関するアプローチには、3つの主要な分析の視角がある。そのうち、近代化の視角と国家の視角が、民主化の要因に関連する。

第一に挙げる近代化の視角の中心的な仮説は、「社会・経済の近代化が政治の近代化を導く」というものである。政治発展は単線的な経路をたどるもので、欧米の政治システム

¹ 岩崎（2006）で、カールが分類した4類型それぞれの中心的なアクターと戦略について分析されている。

が後発国の発展のモデルとなる、という主張が特徴である。その主張には、大きく分けて二つの要因に着目した研究がある。

一つ目が、経済的要因である。リップセットは、「豊かな国ほど民主化しやすく、また民主主義体制が維持されやすい」という仮説を唱えた。経済成長による富の増大は貧富の格差を是正し、社会流動性を向上させるため、社会集団間の対立を民主的ルールに基づいて解消することが可能になるからである（武田 2001: p.45）。この仮説は後年にかけてウィリアム・クラークらによって修正され、所得のレベルが前年比で上昇する傾向にあると民主化の確率も上昇することが示された（粕谷 2014: p.110）。経済発展によって中間層の勃興が起これ、彼らが政治参加を要求することによって民主化が実現する、という論理である。また、ハンチントンも、急速な経済成長を経験すると格差への不満が増大し、その解消を求めて政治参加の要求が高揚、最終的に民主化する、と主張した（ハンチントン 1995: pp.65-71）。

二つ目が、社会的要因である。ラーナーが着目したのは都市化であり、都市化の進行が教育の普及に繋がり、マスメディアの発展を促し、結果として民主的な政治の発展に影響を与えるというモデルを提起した（武田 2001: p.46）。バリントン＝ムーアは社会構造に注目し、ブルジョワジーが政治的影響力を向上させるように階級構造が変化すると民主化しやすいことを示した。

以上のような見方については、理論的欠陥が指摘され、「少なくとも第三世界の体制変動を学問的に説明する唯一かつ最有力なアプローチたる地位を失った」（武田 2001: p.42）。近代化を民主化の主要因とする見方においては、「どのように」民主化するかは過程は示されているものの、「なぜ」民主化するか部分については不透明である。例えば、中間層が勃興したとしても、彼らが必ずしも民主化を要求するとは限らない。また、現実として新興独立国家は必ずしも欧米諸国をモデルとして発展したわけではなかった。それどころか、一党独裁体制や軍事政権の下で都市化や識字率の向上といった社会的近代化が進行した例も少なくない。そのため、近代化の視角に基づく分析は現実の事例との整合性に欠ける。

また、経済成長と政治体制に一定の相関関係が存在するのは、歴史的な事実である。しかしながら、民主化が起これやすいとされる経済発展レベルに達した国でも民主化が起きていないケースや、経済の停滞している国家であっても民主化が発生した事例も存在する²。そのため、「経済発展のレベルと民主主義との間に全般的な相関関係が存在するが、経済発展のいかなるレベルもあるいはいかなるパターンも、それ自体として民主化を生じさせるのに必要でもあるいは十分でもない。」（ハンチントン 1995）という主張が説得力を帯びた。

² 武田（2001）では、前者の例としてサウジアラビア、後者の例としてインドやフィリピンを挙げている。

第二に、国家の視角である。国家の視角では、民主化は政治エリートによる選択と決定の産物として認識される。また、民主化の過程において大衆を動員・統制するのもエリートの役割である。経済・社会構造の要因に対してエリートがどのように政策決定を下すかが、政治的な方向付けに重要となる。経済や社会構造といったマクロな要因よりも、それらを反映した政治エリートの選択や決定というよりミクロな要因に焦点を当てる。また、非民主主義的体制下での公式・非公式の制度にも着目する。政治エリート間での権力闘争は、既存のルールに戦略的な影響を受ける。同時に、社会勢力や行政機構との関係性、政治アクターの選考にも影響を及ぼす。

国家の視角においては、個々の民主化における特殊性や不確実性の解明に主眼を置く。政治状況を取り巻く要因が不確実性に満ちていることの認識から出発し、普遍的な独立変数の模索を、多様性を無視した試みとして退ける。そのため、個別事象の分析にとどまることになり、理論的なアプローチとしては後退しているという批判もある。また、国外アクターによる影響力を軽視した分析に陥る可能性も指摘されている。

本稿で提示する国家の視角の最大の問題点は、政治をエリートによる選択と決定の産物としてのみ認識する点である。しかし実際には、選択の方向性やエリート間の交渉の結果が民衆に受け入れられるかが民主化の最終的な行方を左右する。武田が指摘するように、「国家の視角にはエリートと大衆の連携のあり方に関する視点が欠落している」（武田 2001: p.61）。また、エリートの選択を重視するあまり、国際的要因が軽視されていることも、国家の視角に不足している観点である。

以上のように、民主化論で提示されてきた仮説にはそれぞれ不足している視点がある。そのため、「単一の全包括的なパラダイムとしてほぼ例外なく誰しも賛同できるパラダイムなど、もはや存在しないという冷厳な事実を進んで承認しなければならない」（ウィーアールダ 1988: p.370）。そのうえで、ホフマンは「理論の島々に橋をかける」ことを比較政治学の今後の課題として提示した。

第2節 「統治の正統性」についての先行研究

本稿では、「統治の正統性」という概念を導入し、体制転換について検証していく。

山口定（1989）では「正統性」と「正当性」を区別し、前者を「現存する政治諸制度が当該社会にとってもっとも妥当なものであるとする信念を生み出し、かつ維持しうる政治体制の能力」（山口定 1989: p.270）とし、後者を「「政治システム」や「政治体制」が「効用」や「効率」に対する市民の期待を満たしているが故に存続したり、またその逆の関係が成り立ちうる」ものとしている（山口定 1989: p.273）。また、「正統性」に欠ける体制も、「効用」への期待を満たし続けることで「正当性」を獲得する場合、逆に「効用」を満たすことに失敗することで本来備わっていた「正統性」が摩耗し、体制が解体に至る

ことも想定されている。

「統治の正当性」について Alagappa (1995) は、以下の4つの要素にまとめている。

- (1) 共有された規範の価値…信念体系やイデオロギー
- (2) 権力獲得のための規則への一致…規則にのっとった権力の獲得か否か
- (3) 適切で効果的な権力の使用…法律やルールに則った、共同体の利益をもたらす権力の行使
- (4) 被支配者の合意…支配者の命令を下す権利への承認

以上の4つは相互に密接な結びつきを持っている。例えば、共有された規範の価値は政治制度を決定する要因となり、制度やルールに則って権力が行使されていることで被支配者の合意が得られる。また、どれか一つの要素が欠けたとしても他の要素で補うことで正当性は維持されるため、正当/非正当の二分法ではなく、正当性の度合いが問題となる。

権威主義体制、特に閉鎖的な政治制度をとる国家では、統治者が民意を政治に反映させる機会に乏しく、民衆の不満の増大や政権運営に非協力的になる可能性が生じる。さらに、暴力の行使による体制の維持はコストに対して効果的とは言い切れない。そのため、議会を設置するなどの民主的制度の活用によって、権威主義体制の存続を図る場合がある(東島 2013: p.47)。民主的制度は「統治の正当性」を調達する機関として、非民主主義的体制の中でも必要とされる。

「統治の正統性(正当性)」に関する先行研究では、正統性の維持と体制の維持の関係に関する研究が主で、体制転換の要因としては注目されてこなかった。そのため本稿では、「正統性」の変動が体制転換を生む独立変数になるという仮説を立てて、変動の影響を過去の事例を通じて検証する。

なお、Alagappa(1995)による前述の定義は抽象的なものにとどまり、個別事例に即した測定が困難であるという欠点がある。そのため本稿では、統治の正統性の源泉として対内要因と対外要因の2点に大別して分析し、「正統性」の変動を検証することにする。この2点は政府の実績として、Alagappaの挙げた4つの要素のうち(1)~(3)と密接に関係する。具体的な結果を用いて測定することで、「統治の正統性」概念の弱点である測定の困難さを軽減し、独立変数として既存の民主化理論と結合させることを試みる。

第3節 RQ と仮説の提示

先行研究の整理を踏まえ、本稿におけるリサーチクエスチョン(RQ)と仮説を以下のように提示する。

RQ:「非民主主義的体制から民主主義的体制への体制転換を引き起こす要因は何か」

仮説:①「現行体制の「統治の正統性」の低下」

②「反体制エリートと大衆運動の組織化・連携」

本稿では上記のように、現行の体制の統治の正統性が低下することを契機とし、政策決定に影響力を持つエリートと一般民衆による民主化要求の足並みが揃った際に体制転換が起こるという仮説を立てる。

体制内エリートの役割の重要性は、先行研究の中でも指摘されていた。「国家の視角」による分析がその代表例である。しかし、体制内の権力闘争が単独で体制変動を招くとは考えにくい。非民主主義的体制内においては多くの場合、権力の集中が起こっており、権力者は反対勢力に対して合法的な弾圧が可能だからである。そのため、体制内部で改革派が少数である状況で変革を生むことは困難である。

同様の理由により、民衆による反体制運動が体制転換の直接的な原因となることもない。前述した弾圧の可能性に加え、権力の移行はエリート間でのみ可能な事象だからである。一方で、完全にエリート間の合意のみによって体制転換が実現したとしても、それは単なる権力の移譲であり、民主主義的政治の樹立を志向するものとはかぎらない。

本稿においては、政治エリートと民衆の双方で民主化への志向性が増大することを体制転換の前提とする。どちらか一方の層だけが改革を志したとしても、体制内部での対立や社会の不安定化といったレベルでの影響力にとどまり、実際の政治体制を揺るがすアクターとはなりえない。エリートと民衆の足並みが揃い、かつ両者がつながることを重視する点に、本稿の独自性があると考えられる。現行体制に対する反発が組織的なものとなって政治的な影響力を発揮した際に、体制転換の道が開けるとするのが本稿の描く筋書きである。

そのうえで、両者の連携を生む要因として、「統治の正統性の低下」という条件を提示する。体制改革への志向性がエリートと民衆の双方で高まったうえで、現行政権の求心力が低下することで両者の志向の方向性が一致し、連携して体制転換に向かうと考えられる。統治の正統性という概念が体制転換に果たす役割についても、先行研究では十分な考察がされていなかった。本稿ではこの概念を、異なるアクター間を結合させる要素として捉える。

本稿においては、中国において体制転換が実現しない理由に焦点を当てて分析する。中国共産党による独裁体制の正統性は、建国以来の発展を指導してきたという実績で保障されてきた。しかし、時代の経過とともにその正統性は低下し、代わりに経済発展や対外関係における実績、また共産党に対抗する勢力の不在といった要因が浮上した。正統性が変動する時期には、エリート間対立や社会運動といった形で正統性への疑問が提示されてきた。エリートや民衆の動きは単発的なものに留まらず、社会階層を横断した形に発展する事例もあった。にもかかわらず、独裁体制は2019年現在まで維持されてきた。こうした経緯を踏まえて本稿では、体制転換の実現には複数の要因が必要であるという立場をとる。

仮説の妥当性を考えるうえで中国との比較に有効と思われるのが、台湾における民主化である。台湾では蒋介石政権以来、約40年にわたって権威主義体制が継続していたが、

李登輝総統時代に民主化が進められた。具体的には国民党と民進党による競合的政党制化、総統や副総統の直接選挙化といった制度的変化である。これらの移行が平和的に完遂されたことをもって、台湾の民主化は成功したと評価される。民主化の過程では、体制側と反対勢力側の間での協調が重要な役割を果たした。反対勢力として重要なのは、第一に「党外」勢力から1986年に結党宣言した民進党、第二に学生や知識人といった民衆勢力である。土屋（2003）が指摘するように、台湾では彼らの要求による国是会議の開催に象徴される、「上と下の共同行為」に基づく体制転換が成功したといえる。

研究の意義として、次の3点が挙げられる。第一に、民主化論における新たな視座の提供である。先行研究においては、体制エリートや中間層といった特定のアクターに注目した研究が主流であり、いまだ確立された理論が存在しない。本稿は其中で、体制転換に関するアクター間の連携に着目し、諸理論を結合させる可能性を提示することを試みる。

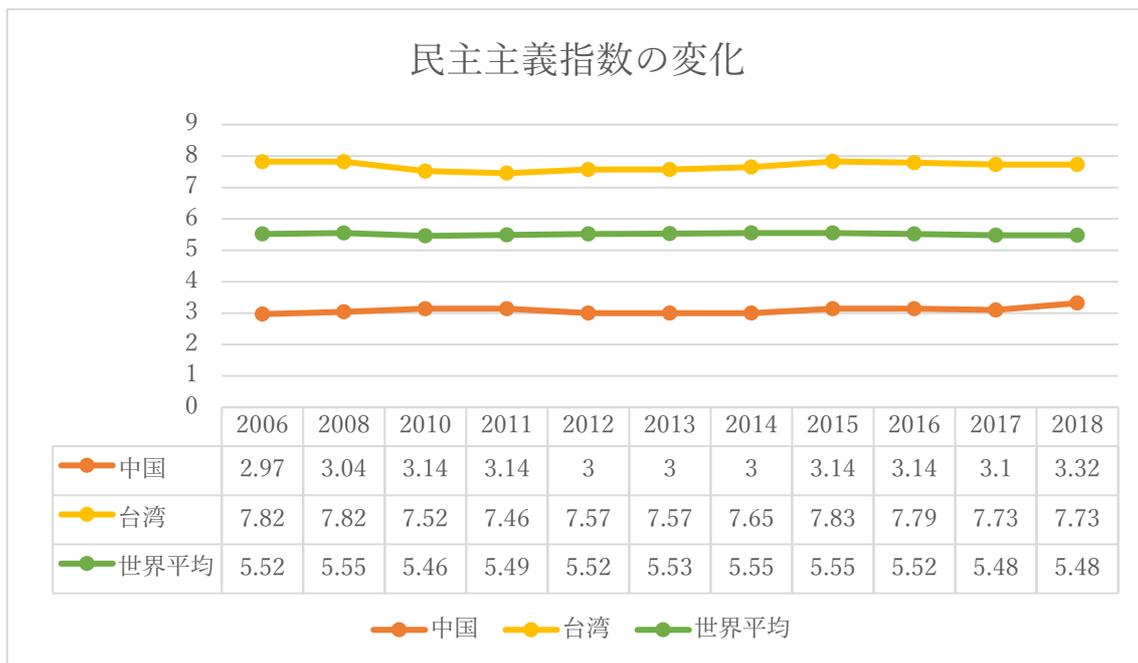
第二に、エリートと民衆をつなぐ要因として「統治の正統性」という概念を提示することである。エリート間での民主化の志向性が高まり、それと同時に民衆が体制転換を求めて運動を展開したとしても、実際に転換に至るかは不確実である。現行政権の統治の正統性の低下が、両者をつなぐための条件として機能するという視点を提供する。

第三に、将来にわたる体制転換の可能性の把握である。体制転換は多くの場合、経済情勢や社会情勢の不安定化を招く。記憶に新しいところでは、2011年以降の「アラブの春」がある。チュニジアやエジプトをはじめ多くの国で反体制運動が勃発したものの、比較的安定した政権を樹立することに成功したのはチュニジアだけという見方が優勢で、シリアをはじめとする多くの国で現在まで騒乱が継続している。こうした事例を引くまでもなく、過去の経験から体制転換の時期に社会の不安定化が拡大することは知られている（岩崎 2006: p.39）。国際的な相互依存の高まった社会では、他国の不安定化が国境を越えて拡大する可能性を考慮しなくてはならない。そのため、可能性を予測する手立てを持っておくことは、リスク回避の面からみても重要である。

第2章 中国政治の現状と問題点

中国の政治状況は、武田（2001）において全体主義体制の中の一党独裁体制に分類される。英エコノミスト・インテリジェンス・ユニットが毎年発表している民主主義指数においては、中国の2018年度の指数は10点満点中3.32で、アジア・オーストラリア地域27か国中24位、対象の全世界167か国中130位となっている³。

図2-1.民主主義指数の変化の比較



（出典: eiu.com より、筆者作成）

また、フリーダムハウスの発表している指標では、市民的自由は下から2番目の6点、政治的権利は最悪の7点であった。自由で競争的な選挙の不在、政党や対抗勢力を結成する自由の不在、また、報道の自由度やインターネット上の自由度に関しても「不自由」という判定がされている。政治的意見の表明や学問の自由も、政治的な方向付けを受ける中でのみ認められる⁴。

毛里（2012）によれば、中国の政治体制の特徴は党・国家・軍の三つの政治アクターが三位一体体制を構成していることと、民主集中制と呼ばれる高度な集権体制を取っている点に集約される。三位一体体制とは、党・国家（議会・政府・司法機関）・人民解放軍

³http://www.eiu.com/Handlers/Whitep.ap.erHandler.ashx?fi=Democracy_Index_2018.p.df&mode=wp.&camp.aigned=Democracy2018 2019年12月2日閲覧。

⁴ <https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2018/china> 2019年12月2日閲覧。

の三つのアクターが緊密に連携している様子を指す。民主集中制は、高度に集中的で、上から下に向かう体制であり、下級の上級に対する絶対服従を意味する。中国政治の主たる担い手として、本章では共産党と人民代表大会およびそれに従属する行政・司法機関、そして両者の関係性に焦点を当て、中国政治の現状を分析する。

なお、先行研究において「三位一体」とされたアクターの内から軍を除外した理由は、軍の指導部にも共産党の影響力が及んでいるためである。軍の政治的影響力が表面化した事例も、天安門事件による弾圧を除けばごくわずかで、その天安門事件に際しても軍の出動には党上層部の決定が不可欠であった。こうした理由より、本稿では人民解放軍が中国国政に与える影響力は軽微であるととらえ、党と各国家機関にのみ焦点を当てる。

本章ではまず、第1節で共産党と国家機関の現状を述べる。第2節で、中国で政権が「統治の正統性」をいかに担保してきたかについて、党政関係に着目して述べる。

第1節 政治アクターの現状

第一に、共産党についてである。中国共産党の党員数は2017年末の時点で9000万人近くとなり、対人口比は6.4%である（中国総研編 2018: p.138）。大量の党員を抱える一方で、構成員の多元化が進行している。かつては労働者・農民が過半数を占めていたが、党と国家の幹部の割合が90年代以降急上昇した。特に、私営企業家の中の党員比率が上昇していることは、市場化の進展に伴う党の変化の大きな特徴である。2007年時点で、私営企業家の40%が官僚や国有企業社長などの前歴を持つ党員である（毛里 2012: p.79）。また、高学歴化も大きな特徴である。こうした変貌を通じて、共産党はエリートと富裕層の代表となった。そのため、単一の党の中での共存は将来的に困難になり、多くの先行研究の中で多党制化が予想されている⁵。現在も行われている、党内団結を前提とした党内論戦の構図は、疑似的な複数政党制とも言える（小島 1995）。

第二に、人民代表大会をはじめとする国家機関についてである。そもそも、中国においては三権分立の理論は認められず、「議行合一」のシステムを採用している。これは、権力の組織形態をプロレタリア独裁に従属させる目的で提唱されたものであり、行政や司法は立法府に従属する。行政のトップである国務院や最高の裁判機関である最高人民法院はメンバーの選出や被監督関係を通じて全人代に従属している。また、司法機関による違憲立法審査権はいかなる司法機関も保持しておらず、チェック・アンド・バランスの原則もない（毛里 2004: pp.104-105）。

中国では中央の全国人民代表大会（全人代）、行政レベルごとの地方人民代表大会を議会とし、全人代を「最高の国家権力機関」としている。国家の立法権を行使するのは、全人代とその常務委員会だとしている（毛里 2012: p.48）。憲法の制定及び改定は、全人代固有の職権である。大会休会期間中の立法や、基本原則に抵触しない範囲での法律の部分

⁵ 毛里 2012 など。

的補充・改定を常務委員会が行う。

1993～1998年の第8期全人代以降、立法作業は立法計画に基づいて行われるようになった。計画の策定は全人代常務委員会秘書処が行い、あくまで党の指導下での計画である。しかし、各団体による立法要求の絞り込み作業に際して、専門家を招いた意見聴取のための座談会が開催され、一部の提案が党中央による承認を受けた（諏訪 2015: pp.50-51）。また、地方レベルでは一般市民からの要望が条例の制定計画に取り込まれた事例もある⁶。

また、2000年の立法法制定も立法過程への民主性付与に寄与した。義務化こそされていないが、法案の草案の公開と国民の意見聴取が認められたことは、国民の政治参加への経路を開くものといえる。

第2節 党政関係と「統治の正統性」

第1節で、中国の政治アクターの現状を概観した。続いて、「統治の正統性」の現状を述べる。

唯一の政党である中国共産党は、建国と発展の実績を絶対的な権力の基盤とし、憲法において国家に対する指導的地位を確立している。1982年憲法の前文では「四つの基本原則」として社会主義の道・プロレタリア独裁・共産党の指導・マルクス・レーニン主義と毛沢東思想が挙げられている。小島（1999）では、共産党政権の正当性を指導の実績や競合政党の不在、経済的発展等の課題の残存といった客体的条件と、格差感の解消や相対的な生活水準の向上、過去の指導技術の踏襲と改善といった党の主体的努力の2点に大別している（小島 1999: pp.51-52）。こうした条件のもと、共産党政権は統治の「正統性」を維持すべく政策を実施してきた。党の指導的地位は単に憲法による保障を受けていることのみによらず、正当性を維持する不断の努力によって維持されてきた。

加茂（2006）によれば、共産党の指導を実現するための鍵となるのは、共産党と人民代表大会の間に「領導・非領導の権力関係が存在していること」である。最高国家権力機関である人民代表大会によって、議案として提出された党の意思を決議や決定といった形で国家の意思に置き換えることが可能になる。この権力関係を維持するため、加茂は意思決定組織の幹部を党員とする、全人代代表の党員比率を代表総数の過半数以上にする、全人代及び常務委員会の中に党グループを設置する、という3つの手段がとられていることを指摘する。

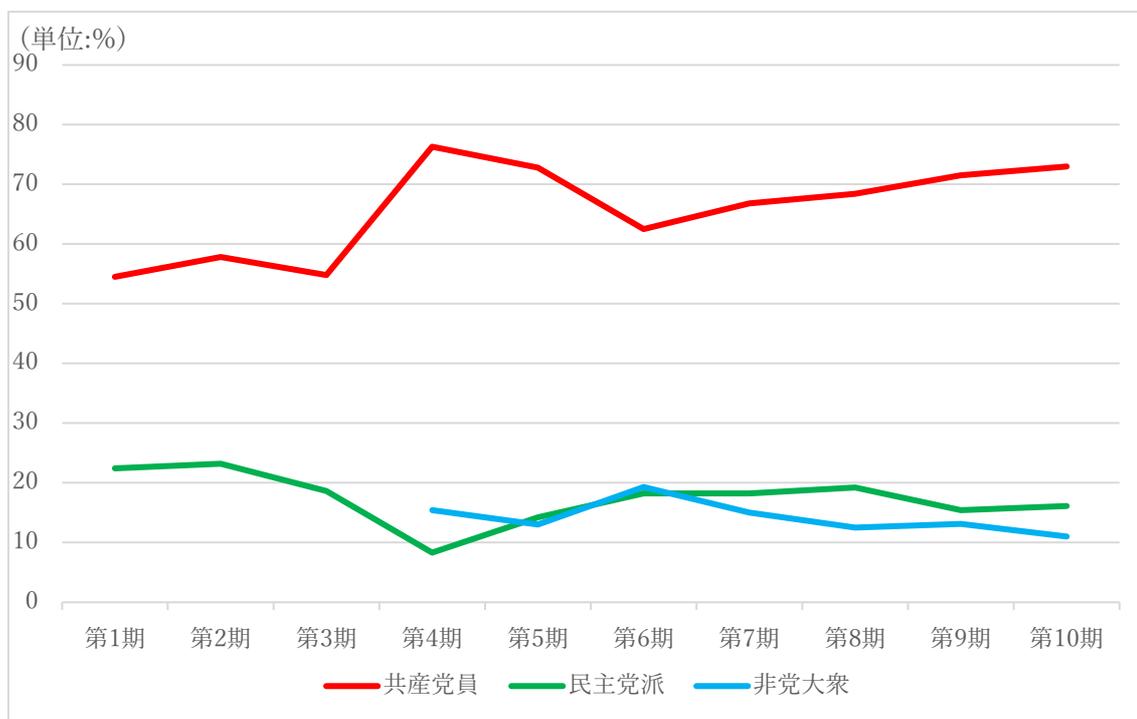
第一に、幹部を党員で占める戦略である。党は「党管幹部」（党が幹部を管理する）の原則を掲げ、国家機関幹部の任免権を掌握してきた。全人代に次ぐ常設の意思決定機関として全人代常務委員会および委員長会議があるが、その幹部は党中央が推薦権を保有している。厳密には党は幹部の推薦権を有しているのみだが、党の意思は人民代表大会にお

⁶ 諏訪 2015 では、北京市での制定プロセスについて述べている。

いて承認されることで国家の意思となる。そして、後述する数的優位性によって、党中央による提案は障害なく国家の意思に転換される。そのため、実態として党が人事権を掌握している。

第二に、全人代内部での共産党員の数的優位性である。全国人民代表大会は、約 3000 人の構成員のうち、70%近くを共産党員が占めている。全人代全体のみならず全人代常務委員会や地方人代についても同様で、党員比率は常に過半数を占めてきた。また、全人代内部で民主党派の割合が減少していることも、共産党の安定に拍車をかけている。表 2-2 が示すように、第二期（1959～1962 年）には 23%を占めていた民主派は文化大革命を経て激減し、第 10 期（2003～2007 年）時点でも 16%程度にとどまっている（毛里 2004: p.103）。

図 2-2.全人代を構成する各党派の割合



(出典:毛里 (2016) より、筆者作成)

全人代で審議される議案は党の会議での承認を経て提出され、代表総数の過半数で採択される。そのため、党員比率が過半数を超えていれば、少なくとも数字の上では党が評決の結果を掌握することになる。

人代における党員の数的優位性を確保するために、党による選挙への介入がある。選挙法によって、立候補者の数は間接選挙では定数の 1.2~1.5 倍、直接選挙では定数の 1.33~2 倍までと制限されている（加茂 2006: pp.40-42）。候補者数が範囲内でない場合、正式な

立候補者を決定するために人代代表による「民主的協議」が行われる。この過程で党組織を通じて党の意思が伝達され、その結果「党の指導」が末端の組織まで浸透するプロセスになる（毛里 2012: p.55）。

第三に、人代の意思決定機関内部に党グループを設置する手段である。全人代常務委員会の中に党グループが設置され、グループのトップである書記や副書記が常務委員会委員長や副委員長を兼ねていること、さらには党政治局常務委員の地位を与えられることで、党中央の意思を全人代とその常務委に伝達することを可能にしている（加茂 2006: pp.50-51）。全人代会議の全体に対しては、会議前日に開催される代表団党員責任者会議での党総書記の講話で中央の意思が事前に知らされる。また、全人代会議の意思決定をする核心である全人代主席団常務主席と、常務委員会委員長会議の構成員を重複させることで、立法過程に党の意思を反映させている（加茂 2006: pp.168-169）。

以上が、現在の中国における党国体制の現状である。最高国家機関である全人代を共産党が掌握することで、政治社会に党の規範や価値を共有する環境を整備する。そのうえで、党の政策方針を人代に諮って正式に「国家の意思」として決定することで、権力獲得のための規則との一致を演出する。共産党が「党の指導」を掲げて立法や人事の過程を通じて政治に介入し、人民代表大会を「統治の正統性」の根拠としていることが、現行体制の安定的な基盤となっていると結論付けられる。

第3章 台湾

本章では、中国における改革期とほぼ同時期に民主化に成功した台湾を比較事例として取り上げる。台湾と中国の時代的・地理的な近接関係は、比較するうえで政治文化や国民性といった他の変数を排除し、本稿の注目する「体制内外の連携」に焦点を当てる一助となると考える。

武田（2001）によれば、台湾における体制転換は、統治エリートに主導され穏健に完了したため、前述のカールによる分類において「改革型」に属する。民主化の過程は、1986年に蔣経国総統による政治的自由化の決定において開始されたのち、1992年の立法院全面改選と1996年の総統直接選を経て完了した（加茂 2006: pp.50-51）。ただし、1986年以前から民主化を要求する運動は存在した。

本章では第1節で、台湾の民主化の過程を、統治エリートと民衆という2つのアクターに着目して時系列に沿って記述する。第2節で、「統治の正統性」の変動を国内と国外の双方の観点から述べる。

第1節 台湾の民主化

本節では、政治エリートと民衆という2つのアクターの政治的様相を追う。政治エリートとしては国民党及び民主進歩党（民進党）に代表される党外勢力、民衆としては学生運動と社会運動の経緯と帰結を追う。

まず、政治エリートの動きに関する流れを述べる。台湾では蒋介石主導のもと、国民政府によって中華民国憲法が1947年に施行された。この憲法においては、総統及び副総統を選出する国民大会・法律の制定を担う立法院・国政調査と公職者の弾劾等を行う監察院の3つが民意代表機関とされた（土屋 2003: p.581）。しかし、第二次国共内戦の影響で、総統に緊急命令権を認める「動員戡乱時期臨時條款」と戒嚴令の施行により憲法そのものが機能停止状態となった。そのため、直接選挙と定められた国民大会と立法院の議員は、過半数が未改選のまま1990年代まで残存し、権威主義体制が成立した。国民党の支配に挑戦するような野党の結成は認められず（党禁）、新聞の発行も認められていなかった（報禁）。そのため、国民党を批判する勢力は無所属や党外という形での活動を余儀なくされた（酒井 2011: p.141）。

国民党政府による弾圧事件の一つが「中国民主党事件」である。1949年創刊の雑誌『自由中国』は、雷震ら大陸出身の自由主義者の論壇として存在した。当初は共産党批判を主としていたが、党国体制の確立に伴い国民党批判を展開するようになった。しかし一方で、『自由中国』は「書生の議論」にすぎず、大衆的基盤や社会的影響力はほとんどなかった（陳 2004: p.140）。編集者の中に台湾出身者は一人もおらず、執筆者の大部分は選挙政

治に直接関与していない（田 1994: p.120）。

党国体制への批判が、台湾の土着エリートの共感を呼んだ。彼らは地方選挙を通じて政治改革を行うことを企図し、1958年には「中国地方自治検討会」を組織していた。彼らは、地方選挙において国民党勢力に個人的な勝利を収めていたものの、組織化された政党の不在から効果的な挑戦ができない環境にあった。また、選挙活動が省と地方レベルに制限されていたこともあり、全国的な反体制運動の展開は困難であった（田 1994: p.120）。

1960年、地方政治家が雷震らのグループに接近、「中国民主党」の結党を画策した。しかし、9月4日に雷震が共産党と通じたという罪名で逮捕され、新党結成の動きは頓挫した。その結果、エリート層による政治改革の可能性が一時的に消失した。雷震は1917年に入党して以来、総統府国策顧問に任命されるなど、統治エリートと呼べる人物であった。新党結成の動きの瓦解は、「統治エリートの内部分裂による体制内部からの政治自由化のわずかな可能性が消滅してしまったことを意味する」（田 1994: p.169）。一方で、国民党政権は反対運動を抑え込むことで権威主義体制を確立し、1963年以降の高度経済成長を実現した。

しかし、1970年代に入ると台湾は対外危機に瀕し、外的要因によって国民党の統治の正統性が低下することになる。1971年には中華民国の中国代表権が中華人民共和国に引き継がれることになり、国民党政権は国連を脱退することになった。また、中華人民共和国の承認をもって各国は中華民国と断交することになり、国民党政府は外交的に孤立することになった（陳 2004: pp.132-133）。さらに、アメリカによる民主化要求や蔣経国総統の健康の悪化、韓国やフィリピンにおける体制転換を含む世界的な「第三の波」の潮流も正統性の低下に拍車をかけた（陳 2004: p.148）。1978年末、米中国交樹立とそれに伴う台米国交断絶という対外危機に際し、蔣経国は「緊急処分令」を発動し、同年の中央選挙を中止した。選挙の中止によって、党外勢力の拡大は一時的に阻止された。

しかし翌年、1979年には美麗島事件が勃発した。黄信介を発行人とする政論誌『美麗島』は、「社務委員」「編集委員」という形で台湾全国の主要な党外人士を網羅し、「党外」という「党名なき政党」の事実上の機関誌（陳 2004: p.144）となった。『美麗島』は爆発的な売れ行きを見せ、雑誌普及の名目で設置された「服務処」で大衆集会も開催された（若林 1992: p.208）。

12月10日、世界人権デーと合わせた『美麗島』グループによるデモ行進において、無許可を理由にデモ隊と警官隊が衝突し、党外人士の逮捕・起訴が行われた。軍事法廷での公開裁判において、被告人に対する自供の強制等があったことが発覚し、特に海外からの反発を招いた。「被告たちを暴徒と貶め、党外民主化運動から道徳的正当性を奪っていかうとする当局のやり方が失敗したことは明白であった」（若林 1992: p.212）。1980年の増加定員選挙で、党外勢力の得票率は1975年の21.3%から27.9%に増加した。こうした結果からも、党外からの反対運動政治の正当性が認識されたことが読み取れる。さらに、被告らの弁護士が「党外」の反対運動の支持者・推進者になったことで、国民党は「美麗

島弁護士グループ」という新しい敵対者を創出することとなった（陳 2004: p.144）。

1986年4月、蔣経国は「政治革新十二人小組」を国民党常務委員会内に招集、政治的自由化への着手を指示した。次いで5月以降には「溝通」（対話）と称する党外勢力融和工作が開始された（若林 1992: p.232）。10月7日には蔣経国が、いかなる新党も「蔣経国三条件」（中華民国憲法の遵守、反共国策の支持、「台湾独立派」と一線を画す）を守らなくてはならないと述べる形で「党禁」解除の方針を表明した（若林 1992: pp.233-234）。次いで10月15日には「非常時期人民団体会法」と「反乱鎮定動員時期公職人員選挙罷免法」の改正が採択され、新党結成が認められた。「人民団体会法」の改正は、「対抗エリート」の存在を法的に保証しこれを政治システムに取り込むものであり、体制移行の開始を明示的に知らせるものであった」（武田 2001: p.107）。同年9月末に対抗エリートを中心として結党し、準備段階として取り締まりを避けていた民主進歩党（民進党）は、国民党の黙認を受け、1986年12月の事実上の複数政党選挙に臨み、議席と得票率の両面で躍進を見せた。

続いて、民衆の間での運動について述べる。1950年代にアメリカによる復興支援を受けたことを契機として、台湾は工業化にシフトし、1963年にはGNPに占める工業生産高が農業生産高を上回った（酒井 2011: p.141）。その結果として生活水準が向上、中間層が誕生し、彼らは「自力救済」と呼ばれる社会運動を行うようになった。「自力救済」運動の対象は反汚染、反原発などが主であった。1980～1986年の自由化以前の時期には陳情等の穏健なものを主とし、少人数、短期間で終了した。しかし、1987～1988年には建設妨害などの過激な手段が用いられるようになった。件数の比較を見ると、1980～1986年までで915件であったのに対し、1987～88年には1651件にまで増加した（酒井 2011: p.143）。こうした社会運動においては、戒厳令下にもかかわらず社会運動団体が結成されている。また、国民党系の地方勢力が運動を支援する側に回るなど、党内の矛盾を顕在化させることにもなった（酒井 2011: p.146）。

こうした状況下で1990年に起こった「三月学運」は、学生による運動としては台湾史上最大級の影響力を発揮し、民主化の推進に大きく貢献したといえる。1986年以後、既に体制転換への動きは開始していたものの、この運動を通じて民主的な改革の方向性が決定された。

総統選挙をめぐる国民党内での対立や、「万年立法委員改選」に逆行する任期延長案の可決に反対して、1990年3月16日より台湾大学の学生が座り込みを開始した。参加者の層は次第に拡大し社会運動団体が公に学生支援を表明した。野党である民進党も支援を宣言、報道による動員も機能し、3月20日にはこの学生運動の参加者は5000人を突破、市民運動団体の参加人数は2万人を超えた。各大学の代表による「校際会議」によって、運動の目的たる「四大訴求」が協議され、国民大会の解散、臨時条款の廃止、国是会議の開催、民主改革の時間表の提出を要求することが決議された。3月21日の国民大会で総統に選出された李登輝は、同日夕刻に総統府で約50名の代表団と面談し、「四大訴

求」を具体化させる政策の早急な実現を約束した。これを受けて事態は急速に収拾へ向かい、学生は広場から撤収した。

陳（2004）によれば、この「三月学運」は最高権力者との対話の実現・収支平和的な運動の実施・改革促進等の成果を持つものであった。そのため、国家と社会両方にとっての「光栄ある勝利」と言える、としている。

国是会議の結果、非改選の中央民意代表の早急な退職と正副総統の直接選挙の導入等を総括報告書として決議した。これは、政治改革の方向性を明確にするとともに、各界から出席者を募って行われた会議の中で国民的な合意形成を図ったものであり、「上と下の共同行為」の所産という性格を持っていた」（土屋 2003）。また、国民党と民進党の間に対話をもたらすという成果も生んだ（陳 2004: p.166）。

この総括報告書は、1990年代に憲法修正という形をとって実行された。そのため、改革に合法性が付与され、平和的に民主化を推進することに成功した（土屋 2016: p.42）。1991年5月に戒厳体制の解除、国民大会と立法院の解散が決定された。翌1992年には立法委員の全面改選が行われ、「万年国会」問題は解決された。加えて、民進党が議席数を大きく伸ばし、複数政党制に向けて前進した。

表 3-1.台湾立法委員に占める国民党と非国民党勢力の得票率と議席

選挙実施年	選挙定員	国民党		非国民党/民進党	
		議席数	得票率 (%)	議席数	得票率 (%)
1972	28	22	70.2	6	29.8
1975	29	23	78.7	6	21.3
1980	70	41	72.1	11	27.9
1983	71	44	70.7	9	29.3
1986	73	59	66.3	12	24.9
1989	101	72	63	21	27.3
1992	161	102	53.02	50	31.05

（若林（1992）、石田（2005）より、筆者作成）

第2節 統治の正統性の変化

以上が台湾における民主化の経緯である。「中国民主党事件」においては、一部のエリ

ート間での権力闘争に終始し、民衆の間に反体制運動が拡大することはなかった。そのため、体制側による正当な弾圧をもって一連の事件は幕を閉じた。「美麗島事件」では、エリート間対立の様相は拭えないが、詳細な報道によって台湾人民の政治意識を覚醒させるきっかけとなった（陳 2004 p.144）。

しかし、これらの出来事のみでは体制転換には不十分であった。国民党政権の正統性が保証された環境下では、反体制運動に対する弾圧が正当なものとして行われ、体制転換への影響力を発揮しないまま終息した。現実に一党独裁体制を転換させるためには、蔣経国・李登輝総統を筆頭とする党内エリートと、「自力救済」「三月学運」に代表されるような社会運動、それを支援する民進党など党外勢力の連携と合意が必要であった。社会階層を横断する形で意思の疎通が図られたことで、最終的な民主化の平和的成功が実現した。

この連携が可能となった要因が、国民党による一党独裁体制の正統性が低下したことである。国民党は中国大陸での国共内戦に敗れた後に蒋介石が台湾で独裁政権を樹立して以来、戒厳体制の下で一党体制を維持してきた。蒋介石の提唱する「大陸反攻」の神話のもと、外来政権である国民党は統治の正統性を主張した。同時に、土着エリートへの弾圧によって反対勢力を抑圧し、独裁体制を確立した。その過程で蒋介石は共産主義に対抗するイデオロギーとして孫文の提唱した「三民主義」を提示し、自らをその継承者と自任した（陳 2004: pp.202-206）。台湾占領後は独裁体制の正当化のために、儒教主義や反共主義と混ぜ合わされた三民主義の「国教としての地位が確立された」（陳 2004: p.211）。その中で、国家のために個人の自由を犠牲にすることや、「賢人政治」の具体化として党国体制による独裁を正当化した（陳 2004: pp.207-209）。また具体的に、中華民国憲法のもと中国大陸で選出された国民大会代表や立法院代表は民意の代表であるとし、民主政権であると自己を正当化してきた（石田 2005: p.23）。台湾で中央民意代表を改選することは中華民国の台湾化を意味するため、中国で選出された議員は「終身議員」とされ、「万年国会」が形成された。この体制の中では、中国から渡ってきた「外省人」が優遇され、土着民による参政には「ガラスの天井」が存在した（陳 2004: p.245）。

しかし、こうした過程を経て形成された統治の正統性は、1960年代に入ると次第に低下の兆しを見せる。低下の要因は、国内要因と国外要因とに大別される。

国内要因としては、経済状況の変化による社会変動と国民党政権自体の変質が挙げられる。1960年代中盤からの輸出加工業を中心とした工業化の進展で、台湾のGDP成長率は大きく向上し、その過程で都市化や教育の普及による社会階層の多元化が発生した。特に、中産階級に属する「北京語を話す高学歴の台湾人」層は、党への不満を代表する発言者となって土着の勢力を結集するようになった（陳 2004: p.133）。一方、工業化の進展とともに環境汚染等の社会問題も発生し、インフラ建設の遅れという「過去の負債」によって社会運動が勃興した（陳 2004: pp.138-139）。国民党政権は、経済発展を「大陸反攻」の基地としての台湾を強化するものとして否定しなかった。また、経済改革に功績のあった官僚が軍人に代わって統治エリート内での比重を増したことも、国民党政権の「軍政」

的要素を薄める要因となった（若林 1992: p.179）。そして、「大陸反攻」というスローガンそのものが次第に形骸化し、国民党政権による軍事独裁体制の正統性は次第に低下していくこととなる。

国外要因としては、中国の台頭とそれに伴う台湾の国際的孤立という状況が挙げられる。1971年に中国代表権を喪失したことで国民党政権は国連脱退を余儀なくされ、1972年の日中国交正常化、1979年の米中国交正常化に伴って台湾は外交的孤立の状態に追い込まれた。特に共産主義拡大の封じ込めの同盟国として中華民国を軍事的・経済的に援助し、支持してきたアメリカは、対中国交正常化に伴い決議案の採択等を通じて台湾に民主化を促した。また、前述のように、韓国における民主化への動き、フィリピンのマルコス政権の失脚、世界的な「第三の波」の潮流も、体制の正統性を低下させた。

こうした体制内外での危機に際して人民の間で「大陸反攻」を目指す戒厳体制への忍耐が限界点に達し、また蔣経国総統も、統治の正統性を強化する方策として政治改革の道を選ぶことになった（陳 2004: pp.132-133）。1972年、「万年国会」に「増加定員選挙」を導入したことが改革の代表である。これによって議会に台湾人の議席が着実に増加し、大陸で選出された「万年議員」に対抗するために協力し合うことになった（陳 2004: p.134）。

こうした一連の変動が、1970年代以降の政治運動を活発化させ、結果として民主化の実現という帰結を生んだ。党内外の統治エリートと民衆という各アクターによる政治改革の要求は、統治の正統性の低下という事態の中で初めて現行の体制を揺るがすものとして機能を果たした。

前述した Alagappa の定義に基づいて分析すると、第一に規範と価値の低下が観察できる。軍政を支えたイデオロギーは、前述の要因によって、実現可能性の低下とともに形骸化した。

第二に権力獲得のための規則への一致についてであるが、国民党政権は非制度的に権力を獲得したわけではない。しかし、中国大陸で選出された終身議員の存在、台湾土着民の政治参加に残存した「ガラスの天井」は、社会の変動とともに土着民の反発を招いた。制度改正に着手しなかったことが、体制の正統性を低下させたといえる。

第三に権力の行使についてであるが、国内の民主化運動を弾圧したことが反対勢力の拡大を招いたことから、適切な権力行使が行われていたとは言えない。また、国連の代表権喪失も、体制が国際的な正当性を喪失したという認識が拡大する契機となっただろう。

以上のように、事例を定義に当てはめて分析してみても、台湾では体制の正統性の低下が発生していたことがわかる。正統性の低下と社会運動が同時期に発生したことが、民主化を成功させる要因となったと結論付けられる。

第4章 中国における民主化運動の経緯と帰結

本章では、中国における過去の事例を分析する。第2章で述べたように、現在の中国においては政治的権利や市民的自由は制限されており、民主主義が保障されているとは言い難い。これまでは共産党が建国や経済成長の実績に依拠して政権を独占し、権威主義的な政治を主導してきた。党内の行政担当機構と行政機関内の党グループによって、党の支配は貫徹されてきた。

しかし、政治や経済の状況が混迷してくることで、体制転換への誘因が形成されることが考えられる。実際に、過去には政治的自由や民主化を目指す運動が行われたこともあった。本稿では、本来体制転換を招いても不思議ではないそれらの運動が、いずれも実を結ばなかったという点に中国の特殊性があると捉える。本章では、それらの運動の中でも代表的といえる3つと、それ以後の中国の民主化に関する運動に焦点を当てて、その経緯と特徴を分析する。

第1節 百花斉放・百家争鳴運動

第一に焦点を当てるのは、1956年に始まった百花斉放・百家争鳴運動（以下、「双百方針」とする）及びその後の反右派闘争である。

この運動は、毛沢東率いる共産党政権下で、共産党への批判を許可することによる不満爆発の予防を企図したものである。運動の始まりが共産党の機関紙である『人民日報』に掲載された社説であったことから、この運動がいわゆる「上からの民主化」であったことを物語っている。

所有に関する社会主義化が基本的に完成すると、階級闘争に代わって経済建設が党の主要任務となり、知識人の協力を得ることが重要な課題となった。この時期、民主党派を構成する主要な層は知識人や民族ブルジョア階級の代表者であった。建国初期は民主党派も一定の政治的存在感を発揮していたが、社会主義建設の進展とともにその地位は相対的に低下した。

毛沢東は1956年5月2日の最高国務会議に対して「双百方針」を正式に宣言し、それを受けて1956年5月26日、陸定一中央宣伝部長は「百家争鳴、百花斉放」という演説を行い、「我々が主張する『百花斉放、百家争鳴』は、文学・芸術および科学研究では、独立思考の自由、弁論の自由、創作と批判の自由、自分の意見を発表・堅持・留保する自由を提唱する」とした（陸定一「百花斉放、百家争鳴」『人民日報』、1956年6月16日）。また、階級闘争や行政的方法を用いて自然科学・社会科学に関する研究を制限したり、問題を解決したりすることは認められないとされた。

「双百方針」が示された当初、知識人層の反応は慎重なものであった。「双百方針」の

中で示された自由化は条件付きであること、自由を提唱しながら実践の面では言論弾圧を続けていたこと、経験的に畏であることを懸念したことがその主な理由である（唐 1997: pp.124-125）。

しかし、政治状況の好転もあり、特に文芸界を中心として独自の見解を表明する流れが活性化し始めた。また、政治批判の先頭に立つ民主党派は中央統一戦線部との座談会において、民主党派の統一と政党化、党外人士の有職無権状態の解消などを提言した。さらに、整風運動によって共産党内部の問題を自己批判によって解決する方針が毛沢東によって示された際には、民主党派は積極的に党や政府の誤りを糾弾し、批判的世論の形成に貢献した。さらに国外では、ポーランドやハンガリーで大衆による抗議行動が発生し、共産党政権が危機に瀕する事態が発生していた。これを受けて中国国内でも、学生が民主化と自由を要求して授業をボイコットする事件などが発生した。

次第に右派層による共産党批判がエスカレートする中、毛沢東は 1957 年 5 月 15 日に「事態は変化しつつある」という論文を発表し、反右派闘争の発動を示唆した。6 月 8 日の『人民日報』社説で「少数の右派分子が共産党と労働者階級の指導権に挑戦し、共産党は“下野”せよと公然と喚んでいる」と述べてから右派狩りが開始された（毛里 2004: p.43）。

「双百方針」の中で提出された意見の多くは、社会主義や共産党の指導を完全に否定するものではなく、現行の体制の維持を前提とした改善提案であった。にもかかわらず、恣意的なレッテルによって「右派」とみなされた人物は追放を受け、その数は公称で 55 万人に及ぶ。

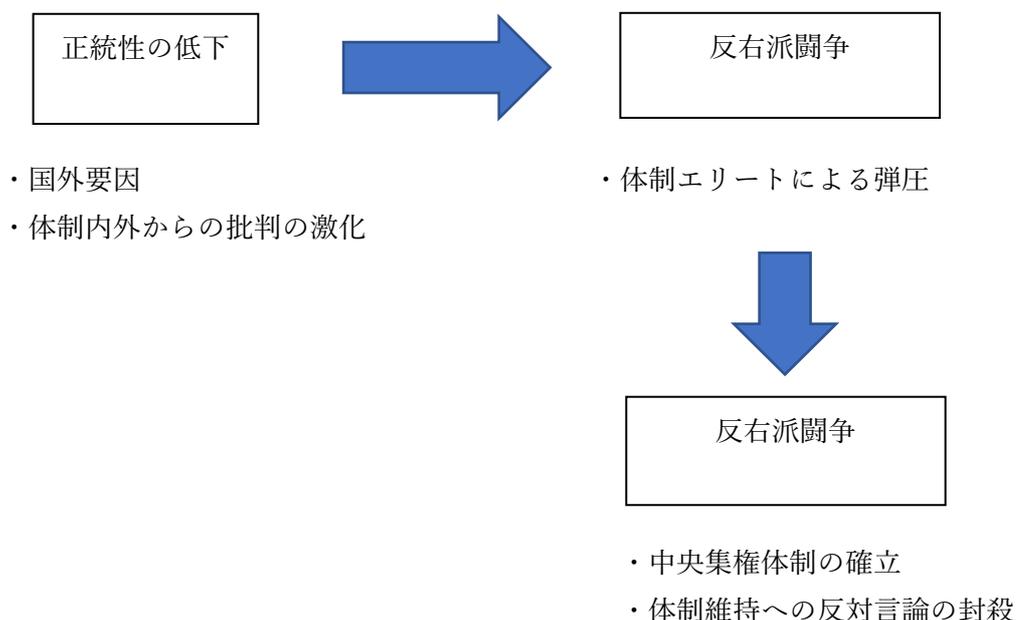
「双百方針」は、言論の自由や政治的自由の拡大に関する中国共産党による初の試みであった。しかし、結果として反右派闘争を招き、中国における民主化の後退に大きな影響を与えた。そのため、「大躍進運動、文化大革命と並んで、毛沢東時代における三大「失政」の一つとなっている」（唐亮 1997: p.143）。また、「双百方針」を推し進める中では、共産党内の体制エリートに権力の集中が見られた。特に、反右派闘争の過程で毛沢東の個人支配は強固なものとなり、劉少奇や周恩来といった他のリーダーに対しても掌握する体制を構築していた。一連の運動の経緯の中で、党の一元的支配が強化され、監察や司法はその独立性を喪失した。反右傾キャンペーンの結果、共産党のイデオロギーの浸透という結果を生んだことも、後の民主化運動が困難になる理由の一つとなったと考えられる。

以上で、1956～1957 年にかけての自由化政策とその転換としての反右派闘争の経緯を述べた。次に、一連の事例の仮説との整合性を検討する。まず、仮説①として述べた統治の正統性についてである。正統性を変動させる要因として、この時期には対外要因が作用した。1950 年代後半、前述したポーランドやハンガリーでの動乱、さらにはソ連のフルシチョフ書記長によるスターリン批判といった国外要因によって、共産主義イデオロギーそのものに対する疑念が浮上した。特に、「ソ連によって中国革命に対する同意を得ることによって、マルクス・レーニン主義を標榜する党としての対外的「正統性」を強化」（杜崎 2015 p.121）してきたため、ソ連の動向の変化は正統性の変動という面で共産党

に大きなインパクトを与えたと考えられる。さらに、言論の自由を認めたことによる民主党派や知識人層からの体制批判の激化、党内部からの政策に対する反発といった国内要因による政権の正統性の低下も経験した。

このように、国外要因と国内要因の双方で、共産党政権の正統性が揺らぐ事態となった。そのため、毛沢東は方針を転換し、反右派闘争を行って自由化の方針を撤回するという帰結を迎えた。

図 4-1. 「双百方針」および反右派闘争における統治の正統性の変化



(出典:筆者作成)

続いて、仮説②として提示したエリートと民衆による連携である。言論自由化の方針が示された後、知識人層を中心に体制批判が高まった。また、学生らによるデモの発生も見られ、社会階層に限定されない反体制的な運動が発生した。しかし、これらの運動は単発的で、社会階級を横断した連携は影響力を持ちうるほどには存在していなかった。そのため、反右派闘争を契機として民主化への要求は頓挫した。

第 2 節 改革開放

第二に述べるのが、鄧小平を中心に行われた、いわゆる改革開放政策である。ここでは特に、1978～1988 年の時期に限定し、政策の帰結と民主化運動の経緯を述べる。

毛沢東が 1976 年に死去した後も、華国鋒は依然として毛のイデオロギーを継承する姿

勢を示していた。「毛主席の決定した事はすべて変えず、毛主席の指示にはすべて従う」とする「二つのすべて」を提起し、1977年8月の第11回党大会では、文化大革命の終結を宣言するとともに「プロレタリア独裁下の継続革命」を主張した（毛里 2004）。政権の地盤が弱いため、毛沢東の権威を後ろ盾とする形で自身の正統性を示そうとしたのである。

これに対し鄧小平は、経済成長と近代化こそ中国の唯一の道であると考え、「思想の解放」を主張した。「二つのすべて」派に対して公然と反撃し、青年や知識人層の民主主義を求める動きを最大限利用した。1978年末に開催された中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議（第11期三中全会）において、「全党の活動の中心を社会主義近代化の建設に移す」として「革命としての近代化」が始まることになった（毛里 2004: p.58）。鄧小平は国家副主席として復権、胡耀邦が脱文革キャンペーンの功績もあって党中央書記長・中央宣伝部長に抜擢された。1982年9月の第12回党大会において、20世紀末までの近代化計画（四倍増）や鄧小平、胡耀邦、趙紫陽ら新指導部による体制を始動させた。これによって、中国の本格的な近代化が始まった。

改革開放路線においては、社会主義の継承の度合い等について意見の対立はあったものの、「文化大革命の否定」という点においては官民一致のコンセンサスが形成されていた（呉 2008）。そのため、経済と政治の両面での改革が志向された。

政治的改革として代表的なものとして、土屋（2016）ではエリートの政治規範の明確化、政治制度の改革、国家と社会の関係の再構築を挙げている。幹部管理制度の復活によって退職年齢を明確にし、権力の独占の防止と政治規範の回復を図った。党政分離も志向され、党代表（党グループ）の廃止が実施された。また、全人代の改革も行われ、立法機関としての機能が強化された。選挙制度改革も行われ、1979年の選挙法改正で、直接選挙のレベルの引き上げや候補を代表定数の1.5～2倍まで認めることで競争性を導入した。また、農村と都市で最大8倍あった代表権格差は5倍にまで縮小された。さらに、1987年の第13回党大会においては、中央の人事に初めて限定付き競争選挙（差額選挙）が導入された。また、1982年12月の全国人民代表大会（第五期第五回会議）で憲法が改正され、「いかなる組織、個人も、憲法・法律を超越する特権をもつことはできない」と規定された。これによって共産党の地位が相対化されたことは、「法の支配」、民主化の方向への改革の成果と言える。

以上のように、中国の政治社会は、改革開放政策の実施によって多元化の方向に変化を見せた。加えて、学生層や青年による体制外からの民主化運動も見られた。

代表的な動きの一つとしては、1978年秋ごろに始まった「北京の春」があげられる。改革開放の中で農業・工業・国防・科学技術の「四つの近代化」が提示された。それに対抗して魏京生は「五つめの現代化」、つまり政治の民主化を提起した。その中には、共産党の解体や複数政党による政権交代といった主張も含まれていた（小島 1999: p.46）。鄧小平は当初、寛容な姿勢を見せたが、一党体制の否定や政権指導者に対する批判の高揚と

ともに方針を転換、魏京生は国家反逆罪で逮捕された。鄧小平は「堅持すべき四つの基本原則」として社会主義の道・プロレタリア独裁・共産党の指導・マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の4つを提示し、「核心は党指導の堅持である」と断言した(小島 1999: p.46)。

また、1986年には方励之や劉賓雁ら研究者が政治体制改革の議論をはじめ、その波が学生にまで拡大した。政治体制改革が経済発展の手段としての範囲に限定されたこと、インフレや汚職といった経済改革の歪みが党に対する失望と批判を生んだ。そのため、学生を中心に全国的に民主化デモが展開された。鄧小平や王震ら保守派はこれを「騒乱」「ブルジョア自由化思潮」と決めつけ、学生らを扇動したとして方励之や王若望は反党分子として党から除名となった(土屋 2016: p.45)。さらに、デモを制止しなかった「軟弱な一部同志」にも批判は及んだ。その最高責任者として、胡耀邦党中央総書記が事実上の解任処分となった。

改革開放政策は、社会主義体制を変容させる役割を担った。現在に至るまでこの路線は継続され、かつてのような共産党の指導による社会主義体制はイデオロギーとしての地位が低下した。しかし、政治情勢は転換していない。次に述べる天安門事件において民主化運動が弾圧されたことで、それ以降の中国社会では民主化を求める潮流が停滞している。

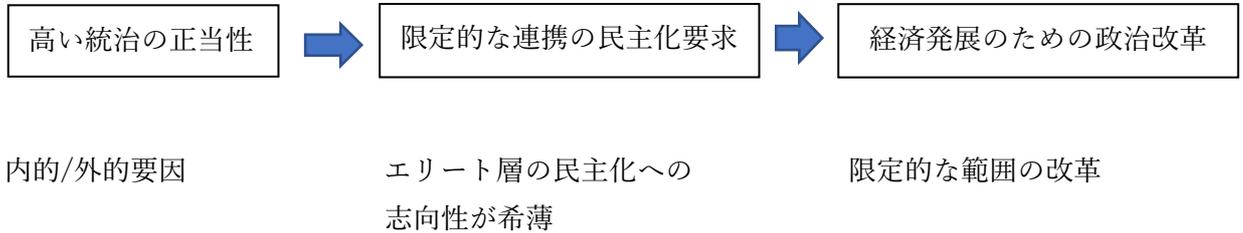
以上が、改革開放政策が始動した時期の政治的变化と、大衆による民主化運動の概要である。続いて、仮説との整合性を述べる。

まず、統治の正統性についてである。小島(1991)による分析に倣うと、経済発展の実績は正統性の根拠となる。特にこの時期は、過去の実績に加えて経済改革の推進による将来への期待も重なった。加えて、1979年の中米国交正常化とそれに伴う国際社会復帰は、体制の対外的な正統性も向上させた。80年代の経済発展は、外交の結果としての西側諸国の経済援助の恩恵も受けている(小島 1991: p.163)。こうした対内/対外双方の要因によって、統治の正統性は相対的に高い水準にあったと指摘できる。

続いて、反体制運動における連携である。前述したとおり、「北京の春」や1986年の民主化運動は、学生を中心に民衆の間で拡大した動きであった。一方で、エリート層においても体制の見直しや改革論議は行われ、実際に体制の変容も起こった。しかし、階級間の連携による大規模化には至らなかった。なぜなら、両者の求める改革の方向性に質的な違いが存在したからである。体制内エリート層は、まず経済発展を第一の目標としてとらえ、政治改革は経済発展のための手段として認識した。一方で民衆は、汚職の蔓延等から党の指導そのものに疑念を抱き、政治体制の改革を要求した。そのため両者の主張は食い違い、階級間の連携は実現せず、体制転換に至らなかった。

以上のような動きを図にすると以下のようなになる。

図 4-2.改革開放期の政治的変動



(出典: 筆者作成)

第3節 六四天安門事件

第三に述べるのが、1989年に起こった天安門事件である。最大で100万人以上の学生・知識人・労働者など多様な層が終結した大規模なデモであったが、結果として政権による武力行使によって鎮圧された。本節ではまず、一連の事件の概略を述べる。そのうえで運動の特色、仮説との整合性を考察する。

前川(2017)によれば、一連の政治過程は三つのステージに区分できる。胡耀邦前総書記の死去から4月26日の『人民日報』社説発表までの第一ステージ、その後5月20日の戒厳令の施行までの第二ステージ、最終的な天安門広場での武力鎮圧までの第三ステージである。第一ステージでは事態の深刻性は際立っておらず、逆に第三ステージに入ると事態は不可逆点を越えた(前川 2017: p.65)。

発端となったのは、4月15日の胡耀邦前総書記の死であった。改革派であり、学生運動にも同情的であった彼を追悼するデモは、北京を中心に上海・天津などで断続的に発生した。追悼座談会では、マルクス・レーニン主義毛沢東思想研究所長の蘇紹智が、総書記の「辞任」を不正常的な権力の移譲だと告発、公然と体制批判に及んだ(毛里 2004)。

すでに4月18日には学生らがハンストを開始していたが、大部分は当初穏健なデモだった。デモを先鋭化させたのは、4月26日の『人民日報』社説であった。鄧小平や李鵬ら保守派の指示で出されたこの社説では、デモを「反共産党的、反社会主義的動乱」と断定した。これに反感を覚えた学生らによってデモはエスカレートし、5月13日には200人以上の学生が、当局との対話と4月26日社説の撤回を求めて座り込みとハンストを開始した。同時に、ハンストを支援するデモが100万人規模で展開され、運動全体の統制が徐々に取れなくなりつつあった。学生らの要求も、前述の社説の撤回に加えて「李鵬退陣」や鄧小平ら「長老」への引退勧告、さらには共産党の指導の否定など、よりラディカルなものとなった(前川 2017: p.68)。

5月20日には北京市に建国後初の戒厳令が施行され、民衆の抗議行動はさらに激化した。学生や市民、労働者らが街頭や天安門広場で抗議行動に出た。一方、運動の進め方を巡って学生内部の内紛が発生し、運動は混迷の様相を呈した。事態を文化大革命の再来として重く受け止めた楊尚昆国家主席と政治局常務委員らは6月3日に「常務委緊急（拡大）会議」を開催、「反革命動乱」の様子の報告を受け掃討作戦の開始を決定した。6月4日未明に天安門広場に人民解放軍が突入し、戦車と発砲を伴う軍事行動による実力排除に至った。また、運動の首謀者を反革命分子と断定し、全国各地で一斉に逮捕に乗り出した。一部は摘発後すぐに裁判で死刑判決が下され、執行された（中嶋1989: p.16）。

以上が六四天安門事件の概要である。次に、この運動の特色といえる点について、過去の運動と比較しつつ、政権内エリートと民衆に注目して述べる。第一に、中国建国以来最大規模の「下からの民主化」運動であった点である。「双百方針」などは、あくまで政府主導で行われた「上からの民主化」であった。また、前述の「北京の春」のように、「下からの民主化」と呼べる運動も存在したが、これらは政府による様々な規制を受けた状態での活動であり、過剰と当局に判断されれば拘束されるようなものであった。そのため、規模の面でも内容の面でも、影響力は限定的なものにとどまった。それらと比較して、第二次天安門事件は100万人規模のデモが連日続くなど、空前的規模となった。加々美（1990）では、運動の自然発生性と非暴力性を注目すべき点として指摘し、学生を中心としてこの2点の特徴を備えていたからこそ、市民による広範な支持を獲得して大規模化したとしている。

第二に、エリート内部での対立構造が表面化した点である。非常事態に際し、あくまで秩序を乱す行為として強硬手段による早期解決を目指した李鵬ら保守派と、「容認と放縦」の態度を貫き、学生らの要求を一定程度認めることで事態を収拾しようとする趙紫陽ら改革派の間で対立構造が鮮明化した。しかし、運動が先鋭化しつつある状況下で、政権が要求を認める余地はなくなっていた。鄧小平や楊尚昆ら、実質的な決定権を握っていた人物も保守派寄りの意見を示し、結果として趙紫陽が孤立、失脚する契機となった。その結果、共産党内における改革派の権威は失墜し、以前からの改革開放の流れもこれ以後停滞することとなった。例えば、党と国家・行政の分離を志向して決定された党グループの段階的廃止は、「趙紫陽総書記の誤った指導思想の影響」としてその回復が求められ、第14回党大会で再び制度化された。そのため、党政分離化への改革は失敗に終わった。

続いて、仮説との整合性を分析する。第一に統治の正統性の変動についてであるが、1989年当時、政権の正統性は低下の兆しを見せていた。毛里（2004）によれば、その原因となったのは経済混乱とインフレに対する不安、経済自由化に伴う高級幹部の不正、そして1987年に押しとどめられた民主化の声である。改革開放の進展で、1988年の物価上昇率は全国平均で18.5%に達し、都市住民の間で混乱が広がった。また、汚職の蔓延も深刻化した。1988年には45,700件の収賄事件が発生し、そのうち2900件余りが10,000

元以上の金額だった（加々美 1990: p.18）。これらの国内事情の変化を受けて、経済体制改革研究所の実施した調査では社会状況について「不満足」の回答の割合が1987年4月の33.31%から1988年4月には44.03%と急上昇している（加々美 1990: p.16）。

さらに国外要因として、東欧社会主義諸国での壊滅の危機、ソ連のゴルバチョフ政権によるペレストロイカも改革派知識人の急進化をもたらした。1972年の「上海コミュニケ」によって米中和解が実現したことで冷戦体制の崩壊が起こっていたことも、中国社会の思想的支柱を喪失させた。冷戦構造下で、社会主義国家体制に対する外部からの圧力に対して戦うため、国家による国民への動員は正当化されてきた。しかし、冷戦体制の崩壊で、動員の正当性は低下した。国外要因を主とする変化が民衆の間で無思想状況を招き、イデオロギーに基づく統合を衰退させたといえる（加々美 1990）。そのため、共産党の支配体制は「老朽化の危機」に瀕し、正統性の低下が顕在化した。

第二に階級間の連携である。天安門事件以前から、体制内エリートの中にも、改革を要求する勢力は存在した。陳一諮経済体制改革研究所長は1988年4月の改革十周年理論討論会で、全人代の直接選挙化、多党制、司法の独立など現行体制下でタブーとされてきた改革に触れている（毛里 2004: p.72）。于浩成は趙紫陽の政治改革について、チェック・アンド・バランスの機構を設けるべきと批判を加え、社会科学院政治学研究所の譚健も同様の改革を提言した。党内からも、4月26日の『人民日報』社説撤回、民族分裂の危機克服を訴える書簡が上海の黨員グループを中心とする500人の人々によって中共中央に提出された。5月20日の戒厳令発令後には、全人代常務委員会の開催要求が、常務委員による書簡提案の形で発生した。民衆のデモ隊の中には黨員も多く含まれており、黨員の大多数が民主化を支持していたという分析もある（加々美 1990: p.91）。

しかし、趙紫陽グループが志向したのはあくまで体制内での改革であった。前述した党政分離の試み、あるいは企業に対する党や行政の干渉を排除する党企・政企分離がその代表である。現実主義的な立場から、性急な改革の危険性を認識していた。そのため、体制自体の改革要求に加熱した民衆とは異なる志向性を有していたといえる。さらに、意思決定を行った常務委員会内部では保守派が実質的な権力を握っていた。鄧小平や楊尚昆ら革命「第一世代」が依然として冷戦思考を有し、体制維持のための強力な政治的決定力を保有していた。そのため、党内分裂の結果趙紫陽が失脚すると政権の反応は弾圧の方向に規定され、改革への要求自体も挫折した。そのため、体制内部からの改革要求が存在しても、最終的な保守派の強靱さに屈し、民衆との連携による体制転換には至らなかった。

第4節 天安門事件以後

天安門事件によって民主化運動が挫折すると、「下からの民主化」の動きは影を潜めた。また、改革開放政策の中で実施された党政分離に向かう政治改革も、改革以前の状

態に回帰した。

しかし、民主化を求める動きが完全に失われたわけではなかった。その中でも、民主活動家の劉暁波を中心として2008年12月に発表された「〇八憲章」は、三権分立と司法の独立、言論・結社・集会の自由、共産党に対する政権交代等を求める大胆な提言だった。同憲章はインターネット上で一万人を超える賛同署名を獲得し、劉暁波は2010年度のノーベル平和賞を受賞した。しかし、彼は国家政権転覆扇動罪に問われて服役中だったため、授賞式には出席できなかった。

また、2011年、中東やアラブ世界で連鎖的に発生した民衆蜂起による政治変動、いわゆる「アラブの春」は、SNSがデモ参加者の動員などで大きな力を発揮したことが注目された(毛里 2012)。この潮流はアラブ世界のみならず、独裁体制をとる中国にも同様に、インターネットを経由して波及した。チュニジアでの「ジャスミン革命」に影響され、中国版ツイッター「微博」上には「中国茉莉花(中国語でジャスミンの意)革命」の呼びかけが出現した。2011年2月から3月にかけて、「微博」や海外の中国語ニュースサイト上に、毎週日曜日に繁華街や公園に集合するように呼びかける書き込みが続いた。しかし、参加者の数をはるかに上回る警備陣に封じ込められ、大規模な集会や示威活動は不発に終わり、呼びかけも自然消滅した(毛里 2012)。

以上で、体制転換を求める大規模な運動の不在、社会階層間での連携の不在について述べた。続いて、政治改革による統治の正統性の変化について述べる。

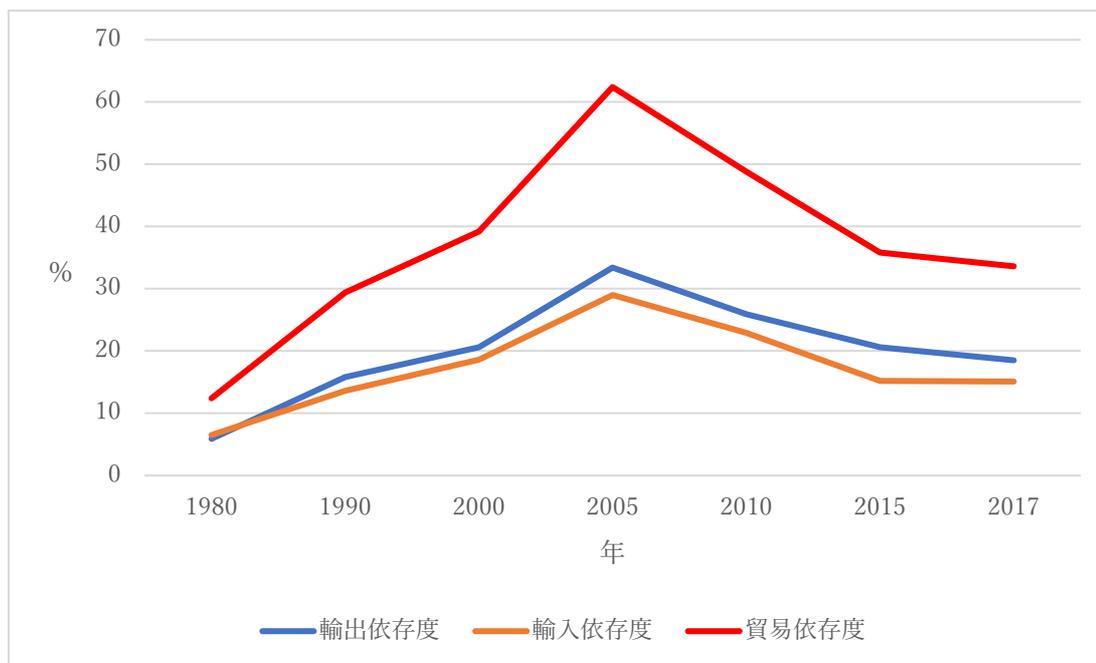
現行の共産党体制下でも経済発展は、現行体制の正統性の根拠となっている。2010年代後半になって多少成長の速度は減速したものの、アメリカに次ぐ世界第2位の経済大国となったこと、それに伴って国民生活の水準が向上したことは体制の実績といえる。都市と農村の格差や公害など、発展に伴う社会問題が残存しているとはいえ、エリート層を支持基盤に取り込んだこともあって統治の正統性は現在に至るまで維持され、依然として高い支持を得ている。また、前述した立法法の改正等による国民の政治参加が拡充されたことも、統治の正統性の向上に貢献した。特に、パブリックコメント制度の充実、立法過程への民意の取り込みを明確に志向した取り組みである。国民の政治参加を拡充させ、民意に対して党が柔軟に対応することで、統治の有効性の向上を図る取り組みであるといえる。こうした制度の拡張により、現在に至るまで統治の正統性は高い水準で維持されてきた。

続いて、対外関係の変化に基づく正統性の変動について述べる。天安門事件以後、アメリカを中心とした西側諸国による制裁によって中国は一時的に国際的孤立に陥った。しかし、1997年の江沢民国家主席の訪米、並びに翌年のクリントン米大統領の訪中を契機として、米中関係は改善に向かった。2001年にアメリカ同時多発テロ事件が発生すると、江沢民国家主席は「反テロ闘争」での協力と「戦略的協力関係」構築に向けて努力することを約した(中居 2009: p.153)。また、周辺のアジア諸国やロシアとの関係も強固なものとしている。1996年にはロシアとの「戦略的協力パートナーシップ」を宣言

し、中央アジア三国（カザフスタン・キルギス・タジキスタン）を含めて地域協力機構「上海ファイブ」（後の上海協力機構）を結成した（高木 2007: p.26）。

こうした対外関係の強化は政治的要因に加えて、経済的な理由も持つ。現体制は経済発展を統治の正統性の源泉とし、その発展を支えるのは外資である。

図 4-3. 中国経済の対外依存度



（出典：『21世紀中国情報ハンドブック』より、筆者作成）

グラフから読み取れるように、中国の経済は対外依存度が高い。特に、2000年代前半にはその傾向が顕著に読み取れる。そのため、経済協力を可能にする平和な国際環境を必要とする。よって、「全方位外交にもとづく対外協調路線をとらざるをえない」（国分編 2006:p.15）政治・経済的背景があった。

第5章 なぜ民主化しないのか？

前章で、過去に中国国内で発生した民主化運動の代表的な例について概要を述べ、その帰結を示してきた。いずれの運動も、一定期間や一部の領域など、限定された範囲においては自由化や民主化の方向へ向かう成果を残した。

しかし、本稿で設定した「体制転換としての民主化」には至っていない。第2章で述べたように、現在も共産党による一党独裁体制は継続し、中央と地方の格差は残存している。選挙は実施されているものの、公平性や公正さに欠け、民意を政治に反映させる手段として機能しているとは言い難い。直接選挙は都市部の区や県、農村部の郷や鎮に限定され、国政に直接的に働きかけられるレベルでの直接選挙は実現していない。

本章では、第1節で過去の民主化運動の特徴について再度振り返る。第2節で、「統治の正統性」の変動を考察し、終章でのRQに対する回答を準備する。

第1節 過去の民主化運動の特殊性

本節では、改めて中国での民主化運動における特殊性を分析し、RQへの回答を準備する。中国で過去に発生した民主化運動に共通する特徴として、社会階層を横断した連携不足があげられる。体制側が批判を受け入れ、支配の正統性を強化しようとしても、民衆の側は体制を打破する機会と誤認し、結果として意図した結果を得ることはできなかった。逆に、学生や知識人が民主化要求を行っても、政策決定権を持つ体制内エリートの同調を得ることができず、体制転換を成功させることができなかった。

前者は、「双百方針」や改革開放の際の事例にみられる。どちらの事例においても、毛沢東や鄧小平をはじめ共産党の指導部は、共産党による指導の継続という前提の中での部分的な民主化を意図した。しかし、民衆の側は上層部の意図した以上の体制批判や政策提言に及んだ。そのため、最終的には権力を用いた抑圧という帰結を迎えることとなった。加えて、民衆による運動の脅威を感じた結果、反右派闘争のような締め付けの強化という結末も見られた。

後者の典型例が、第二次天安門事件である。当初は穏健であったデモ活動は、保守派が主だった体制内エリートに「反社会主義的動乱」と断定されたことで先鋭化し、以後はその撤回要求が重要項目の一つとなった。趙紫陽ら改革派は、デモ隊に同情的であったが、鄧小平や李鵬といった保守派の意見を覆すには至らず、結果として趙紫陽は解任、党内での改革派の立場は弱まった。「下からの民主化」の影響力は、体制変動に対して限定的なものにとどまった。むしろ、保守派の台頭を招いたことから改革の後退に作用したという見方もできる（武田 2001: p.120）。

以上のように、過去の民主化運動は、個別のアクターによる単発の運動にとどまっ

た。複数のアクターによる運動が同時に発生した時期もあったが、アクター間の連携は十分に存在しなかった。そのため、体制側は個別に対応することが可能であり、結果としては体制が存続することが可能であった。

第2節 中国における「統治の正統性」

前節で述べた連携不足は、なぜ発生したのか。中国政治の意思決定における特殊性を述べたうえで、「統治の正統性」との関係に注目して分析する。

建国以後の共産党政権の正統性については、革命による政権の奪取と毛沢東の個人的なリーダーシップに依拠するとする研究がある。しかし、杜崎(2015)が指摘するように、毛沢東の死後40年以上が経過した現在でも共産党体制が存続していることを毛沢東のリーダーシップのみによって説明するのは困難である。長期にわたる政権の維持は、武田(2001)が指摘するように、共産党体制の「老朽化の危機」を招いた。そのため、現在の政権は経済発展という「効用」によって「正当性」を確保し続けることで統治の「正統性」を調達しているといえる。

中国では、建国の実績に依拠した正統性を、時代の変化とともに発展の主導という根拠に移行した。そのため、「老朽化の危機」を回避することに成功したといえる。さらに、統治の正統性が低下する事態に際しては、再び正統性を向上させることで体制を維持してきた。また、必要とあれば暴力的な手段を使用するコストも、体制維持のためには辞さなかった。正統性の根拠の違いはあるとしても、台湾と中国では政権の自己保存への姿勢が異なるということが読み取れる。

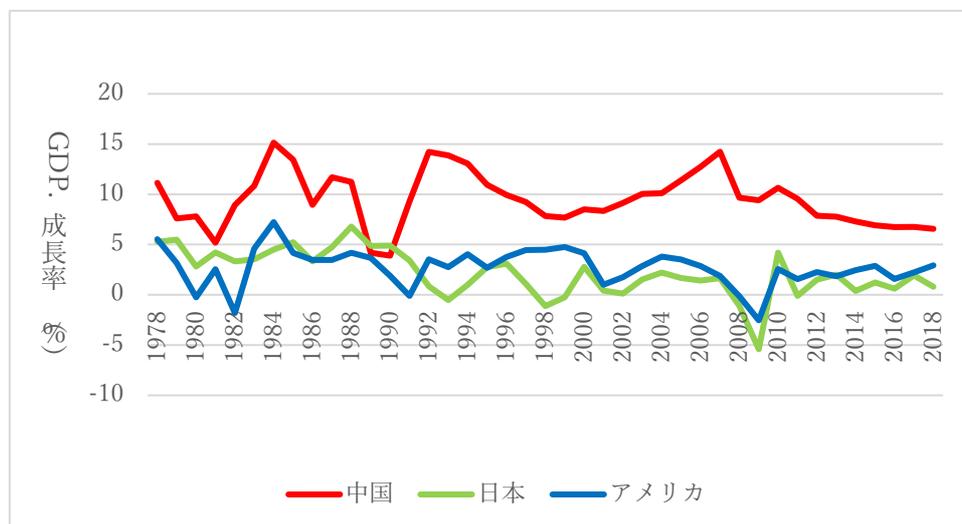
中国政治に古くから残る政治的文化の一つとして、少数のリーダーによる閉鎖的な意思決定プロセスが指摘される。改革開放政策の決定時期における趙紫陽の個人的ネットワークの活用、天安門事件に際しての政治局常務委員会と「八老」の介入、鄧小平の意思による最終的な決定がその典型である。毛里(2004)では、天安門事件に際して政治局会議や全人代の常務委員会を開かなかった点に、リーダーシップが鄧小平ら革命第一世代から移っていない鄧小平時代末期の権力の特徴を指摘する。平常時でも、実質的な最高意思決定はわずか7名で構成される常務委員会で行われている。そのため、体制変動をもたらす要因の一つであるエリート間対立も、閉鎖的空間の中で処理され、権力の移動を伴う事態に発展しない。閉鎖的空間で成された政治的決定は、党の意思として国家機関に諮られ、そこで承認されることで国家の意思としての正統性を獲得する。それに加えて、前述の「党グループ」等に代表されるように、現在の中国社会は共産党による支配を前提として構築されている。人民代表大会も党の指導下であり、非共産党員が既存のシステム内で権力を獲得することが困難な制度が構築されている。こうした状況下で、共産党に取って代わる政治勢力が発生する可能性は非常に低い。そのため、対抗勢力の不在という点で、現行の体制の正統性が相対的に高く維持されていると指摘でき

る。

独裁体制の正統性が内部要因によって高く維持され続けている場合にも、外部要因による正統性の変化は発生しうる。台湾では実際に、対米関係を中心とした国際的孤立の深化が正統性を外部から低下させる要因となった。中国も台湾同様、ソ連や東欧の社会主義諸国での政治変動による一時的な正統性の低下を経験した。

しかし一方で、改革開放政策以降の経済発展とそれを基礎とする国際的地位の向上をもって、2010年代後半に至るまで体制の正統性を維持してきた。図5-1では、中国のGDP成長率が、日本やアメリカと比較して高い水準を維持し続けている様子を見て取ることができる。

図5-1.GDP.成長率の中国・日本・アメリカの比較



(出典: <https://www.worldbank.org/> (2020年1月10日閲覧) より、筆者作成)

台湾の事例との比較という視点で見ると、共産党体制が現行体制の維持に固執している現状が見て取れる。台湾では、国内外の要因による正統性の低下という事態に際して体制内エリート層自身が政治的方針転換の必要性を察知し、漸進的な民主化を進めた。その根本には、国民党政権が「外来」政権であるということが影響している。「大陸反攻」のスローガンも、実現可能性に疑問符がつき、「老朽化の危機」に直面した。晩年の蔣経国や李登輝はこの危機を、民主化による正統性の再獲得という方針で乗り越えようとした。

以上を踏まえると中国政治の特徴は、現行体制の維持への強い志向性であると結論付けられる。体制を維持するためには、統治の正統性を調達し続ける必要がある。少数の体制内エリートは閉鎖的環境の中で政治的意思決定を下し、党政の強固な結びつきによって意思決定を正当化する。こうした過程の存在から、内的要因による正統性の維持が

指摘できる。

また、建国当初のイデオロギーが希薄になり、共産主義が絶対的な思想的支柱ではなくなった今、経済発展が共産党政権の正統性を保障する主要な源泉である。特に、経済のグローバル化の進展によって、対外関係を良好に保つことが重要になった。こうした対外的要因によっても、「統治の正統性」は高く維持されている。

Alagappa の定義に基づいて中国政治の正統性を分析してみると、高い正統性の様子が明らかになる。第一に規範と価値の共有であるが、建国当初は共産主義イデオロギーが、改革開放政策以後は経済成長が社会全体の価値として共有されてきた。第二に権力獲得の規則への一致であるが、これは第2章で述べた通り共産党による国家機関の掌握で達成され続けている。独裁体制は、法的根拠を持つ状態で維持されている。第三に効果的な権力の行使であるが、経済成長や国際関係の改善はこの要素を満たすといえる。反右派闘争や天安門事件に際しては、時に体制による過剰な弾圧が実施され、国際社会の批判が高まった例もあった。しかし、体制側の理論ではあくまで反体制動乱の鎮圧であり、武力の行使すら適切であったとしている。言論の自由が制限されている環境であることも相まって、この主張を覆すことは困難である。したがって中国国内では、体制による権力の行使が適切に行われている、という見方が主であると考えられる。以上のように、正統性の要素はいずれも高く維持されている。その結果として被支配者の合意を獲得でき、独裁体制が維持できているといえる。

終章 結論

第1節 RQに対する回答

ここまで、中国と台湾という二国間の比較を軸に、非民主主義的体制における体制転換を惹起する要因について考察してきた。本節では、前章までの記述を基に、本稿での結論を提示する。結論の提示にあたっては、中国と台湾のそれぞれについて述べる形をとる。まず、台湾における民主化の成功要因を分析する。

台湾では、党外勢力の躍進を受けた体制エリートが、弾圧の失敗を経験した後に政治システムへの統合を図り、改革という形をとって民主化が行われた。美麗島事件の後の選挙での非国民党派の躍進が、弾圧の失敗を裏付けている。こうした結果として反対勢力の拡大が起り、体制の正統性が低下した。さらに、1970年代に国際関係の中で中国の代表権を喪失したことは、国民党政権の正統性を揺るがす出来事であった。国民党政権の正統性は、その根拠を「大陸光復」に持っていた。しかし、中国の国際的地位の向上で「光復」の実現可能性に疑念が生じた。アメリカを筆頭に多くの国家が中華人民共和国との国交を回復し、それに伴う形で台湾との国交を断絶し、台湾は国際的孤立に追い込まれた。こうした事態が、台湾の人民が国民党政府の統治に疑問を抱く要因として機能したといえる。

次に、反体制勢力の組織に関する点である。国民党の独裁体制に対抗できる勢力は、「党禁」をはじめとする抑圧的な体制下では形成が困難であった。しかし、1986年に民進党が結党されたことは反国民党勢力の結集を体現した出来事であった。民進党が主体となって学生運動や社会運動による民主化要求を扇動・援助することで国民党に対する包圍網を敷き、最終的に台湾での民主化が実現したといえる。

以上のように、台湾では現行体制の統治の正統性の低下が反対勢力の結集を呼び、それらの相互作用によって体制転換が実現したと結論付けられる。

次に、中国についての分析の結論を述べる。中国では、政治権力をごく少数の幹部が掌握している状況がある。最高意思決定機関とされるのは、共産党中央政治局常務委員会であり、そのメンバーはわずか7名である。その下につく政治局常務委員会、中央軍事委員会等の統治集団をすべて合算しても、100名に満たない。そのうえ、「共産党の指導」が憲法に明記されているため、リーダー層が既得権益を放棄するような改革の実施に踏み切ることが考えにくい。「小組」をはじめとする党内の行政担当機構や党グループによって党の指導が浸透している状況下では、体制転換に至るエリート間での決定的な対立の形成も望めない。先行研究で民主化を主導するアクターとして想定された中間層や私営企業家も、政府の業績に満足しているため、既存の政治システムに統合されつつある(毛里 2012: p.81)。そのため、現行体制の統治の正統性が低下する事態そのものが発生しにくい統治構造が現在に至るまで維持されている。

また、②として提示したエリートと民衆の連携であるが、中国においても、エリート間で民主化への志向性が高まった時期、民衆による運動が高揚した時期はそれぞれ存在した。前者は「上からの民主化」であった双百方針や改革開放政策、後者は天安門事件や「〇八憲章」、「中国茉莉花革命」の時期である。前者においては改革の範囲が限定的であり、あくまで体制の正統性を向上させることを目的とした改革であった。そのため、民衆による反体制運動が政権の意に反する事態に拡大した際に、反右派闘争のような弾圧、思想の引き締めが体制内エリートによって正当性を持って行われた。また、後者の事例においては、対外要因の影響もあって共産党の独裁体制の正統性が低下していた時期の出来事である。しかし、反体制運動の組織化が不十分であったために体制に対する影響力に乏しく、体制転換を招くことができなかった。この2種類のパターンから、体制転換を実現させるためにはエリート層と民衆の双方が民主化を志向し、連携した運動を展開することが必要であるといえる。

以上の分析を踏まえると、中国において過去の民主化運動が体制転換につながらなかった理由は2種類のパターンに分けられる。第一に、正統性が低下していない（仮説①の不在）中で民主化要求が高まった事例である。例としては双百方針や改革開放政策があげられる。体制の正統性が維持された状況下では、体制内エリートが体制転換に動くインセンティブがない。そのため、民衆からの要求にとどまり、体制側による弾圧は正当性を持って行われることになる。

第二に、正統性の低下を前に民衆の運動が活発化したものの、十分な組織化のないまま運動が行われた例（仮説②の不在）である。天安門事件や「中国茉莉花革命」がこれにあたる。正統性が低下したとはいえ、それまで絶対的な権力を行使してきた体制を覆すのは容易ではない。組織化されていない運動では、体制を揺るがすような影響力を持つことができないことが、先にあげた例から見て取れる。

図終-1.中国の事例における仮説との整合性

	「双百方針」	改革開放政策	第二次天安門事件	天安門事件以後
体制の正統性の低下	あり	なし	あり	なし
エリートの民主化要求	なし	あり、限定的	なし	なし
大衆の民主化要求	あり	あり、限定的	あり	あり、限定的

（出典：筆者作成）

図終-1 では、中国の各時期について、統治の正統性の低下、エリートと民衆の間での民主化に対する要求の各仮説に対する本稿での分析を簡略化して示した。階層間で足並みのそろっていない時期の民主化運動は、いずれも失敗に終わっている。改革開放政策の実施から第二次天安門事件にかけては、エリート層と民衆が民主化の要求を高めた。しかし、階級間の連携が不十分であったことから意思決定に影響を与えることができず、弾圧によって民主化要求は頓挫した。また、天安門事件以後の民衆による要求は、規模の面で

限定的であり、エリート層との連携も不足していた。そのため、体制を揺るがす規模のものではないと位置づけられる。また、経済成長など、現行の体制の統治の正統性が相対的に高い状況でもある。そのため、体制転換が実現する要因として仮説に挙げた 2 つが同時期に揃う状況が発生していないと結論付けられる。

以上が、中国と台湾における事例を比較したうえでの本稿における結論である。体制転換を果たすためには、現行体制の正統性の低下と反体制勢力の組織的な運動の両方が同時に発生し、相互作用によって拡大することが必要になる。

続いて、本稿第 1 章第 1 節で提示した、民主化の理論についての先行研究の課題に対して、本稿が果たした役割について述べる。近代化の視角では、経済発展が民主化を招くという主張がその核となっていた。台湾の事例においても、民主化以前に経済発展が進んだことは確認できた。しかし、民主化が実現した時期には発展の度合いは相対的に低下しており、経済発展が民主化を招いた、と主張する根拠としては説得力に欠ける。また、中国においては経済発展が体制の正統性を保証する要素となり、むしろ体制の維持に貢献していると指摘できる。イデオロギー的な正統性が危機に瀕した際に、経済政策の効果で正統性を調達する試みが成功したことの表れであるといえる。そのため、経済発展は体制転換の要因とはならず、むしろ非民主主義的体制の正統性を高める作用を持つ可能性が指摘できる。

国家の視角では、国外要因の軽視及びエリートと民衆との連携の軽視が問題とされてきた。本稿で検証した統治の正統性の変動要因として、国外要因の影響は無視できない。台湾の政治過程においては、中国やアメリカとの関係性の変動が国内の政治情勢に影響を及ぼし、アメリカの民主化要求が体制転換に影響を与えたことが示唆されている。中国においても、1980 年代後半の共産主義諸国での動乱はイデオロギーを動揺させ、改革の必要性を認識させる機能を果たした。また、台湾の民主化過程におけるエリートと民衆の連携、中国での民主化運動における社会階層間の連携の不在は、民主化の過程でエリートと民衆が一体となって体制の転換を要求することの重要性を示している。

「統治の正統性」という概念を導入することで、民主化の過程における諸要因の果たす役割が明確になった。経済発展やエリートの選択といった要因そのものが体制転換と一義的に結びつくのではなく、統治の正統性の低下という条件が同時に存在することで、体制転換が実現する可能性が生じると結論付けられる。

第 2 節 本稿の限界

本節では、本稿の限界について述べる。本稿の限界は、大きく 3 点に集約される。第一に、中国と台湾という 2 ケ国の比較にとどまり、普遍的な理論の形成という点で標本が少なすぎる点である。先行研究の整理として他国事例を参照したが、本稿の仮説が他国事

例においても同様に当てはまるかは検証しきれなかった。「統治の正統性」の変動の影響力は示唆できたものの、実証には至らなかった。また、「正統性」の低下と社会階級間の連携の時期的なずれがどこまで許容されるかも事例の少なさから見極めることができなかった点である。そのため、既存の理論を修正するという目標を達成するためには、さらなる実証研究を必要とする。

第二に、対象の特殊性に基づく将来を予測することの困難さである。過去の中国研究が体制転換を予測しながら現在に至るまで非民主主義的体制が継続しているように、体制転換を予測することは原理的に困難である。本稿では、「統治の正統性」が高い水準で維持されていることを根拠に、中国における将来的な体制転換の可能性は低いと考える。しかし、急激な情勢の変動で正統性が低下し、近い将来に体制転換が実現する可能性も十分に残っている。

第三に、「統治の正統性」概念の検証の不十分さである。本稿においては、対内要因と対外要因の両面から正統性の変動を分析した。しかし、それらの要因が実際に正統性を低下させたかどうかは検証が困難である。数量的な測定の可能性としては、政権の各アクターに対する支持率の変化を見ることが挙げられる。しかし、各種の支持率調査では公表されたデータが信頼性に欠ける可能性が考えられる。そのため、先行研究でも指摘されていた実証性の不足を本稿で克服することはできなかった。

以上の3点が本稿に残る限界である。「正統性」概念の有効性を一定程度提示したものの、それが普遍的な変数として機能するかについては実際に社会に及ぼした影響を更に深く検証する必要がある。

参考文献

- Alagappa, Muthia 1995 “Introduction” in *Political legitimacy in Southeast Asia: The Quest for Moral Authority*, ed by Alagappa Muthia Stanford University Press, 1-8.
- The Economist Intelligence Unit. “Democracy Index 2018: Me Too?”. The Economist Intelligence Unit. 2019年11月5日閲覧。 <https://www.eiu.com/topic/democracy-index>
- O’Donnell, Guillermo and Schmitter Philippe C. 1986, *Political Life After Authoritarian Rule: tentative conclusions about uncertain transitions*, Johns Hopkins Univ. Press (真柄秀子ら訳『民主化の比較政治学－権威主義支配以後の政治世界』1991、未来社)
- Linz, Juan J. & Alfred Stephan 1996 *Problems of Democratic Transition and Consolidation*, Johns Hopkins Univ. Press, (荒井祐介ら訳『民主化の理論－民主主義への移行と定着の課題』2005、一藝社)
- Huntington, Samuel. P., 1991 *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Univ. Oklahoma Press, (坪郷賽ら訳『第三の波－二十世紀後半の民主化』1995、三嶺書房)
- 天児慧 1992『中国－溶変する社会主義大国』東京大学出版会
- 石田浩 2005『台湾民主化と中台経済関係』関西大学出版部
- 林戴桓 2017「中国の「集団領導制」の制度分析－権威主義体制，制度，時間」アジヤ経済 = Quarterly journal of Institute of Developing Economies Japan External Trade Organization 58(3), pp.2-21
- 岩崎正洋 2006『政治発展と民主化の比較政治学』東海大学出版会
―― 1999「政治発展論から民主化論へ－二〇世紀後半の比較政治学」『日本政治學會年報政治學』pp.156-166
- 岩崎美紀子 2005『比較政治学』岩波テキストブックス
- ウィーアールダ、ハワード・J 1988「比較政治学の将来」『比較政治学の新動向』東信堂
- 加々美光行編著 1990『天安門の渦潮』岩波書店
- 粕谷祐子 2014『比較政治学』ミネルヴァ書房
- 金丸裕志 2019「権威主義体制論の興隆と政治体制の分類枠組み」『和洋女子大学紀要』第60集 pp.23-33
- 加茂具樹 2006『現代中国政治と人民代表大会』慶應義塾大学出版会
- 加茂具樹・林戴桓編著 2018『現代中国の政治制度－時間の政治と共産党支配』慶應義塾大学出版会
- 川崎修、杉田敦編 2006『現代政治理論』有斐閣アルマ
- 川中豪編 2016「発展途上国における民主主義の危機」調査研究報告書
- 久保慶一、河野勝編 2013『民主化の比較政治学』勁草書房

- 国分良成編 2006『中国の統治能力』慶應義塾大学出版会
- 呉軍華 2008『中国 静かなる革命』日本経済新聞出版社
- 小島朋之 1991『中国共産党の選択』中公新書
- 1995『鄧小平のいない中国』日本経済新聞社
- 1999『現代中国の政治—その理論と実践』慶應義塾大学出版会
- 酒井亨 2011「台湾の民主化アクター再考—1980年代環境汚染をめぐる「自力救済」運動を中心に」『国際協力論集』19(1) pp.139-153
- 篠原清昭 2015「台湾の民主化と学生運動：「野百合学運」(1990年)を中心として」岐阜大学教育学部研究報告、人文科学 63(2) pp.121-139
- 島田幸典、木村幹編著 2009『ポピュリズム・民主主義・政治指導』ミネルヴァ書房
- トニー・スミス 1988「従属アプローチ」『比較政治学の新動向』東信堂
- 諏訪一幸 2015「全国人民代表大会常務委員会と中国共産党指導体制の維持」山田紀彦編『独裁体制における議会と正当性』アジア経済研究所
- 高木誠一郎編著 2007『米中関係—冷戦後の構造と展開』日本国際問題研究所
- 竹内実ら編 1990『岩波講座 現代中国 別巻1 民主化運動と中国社会主義』岩波書店
- 武田康裕 2001『民主化の比較政治』ミネルヴァ書房
- 玉田芳史/木村幹編 2006『民主化とナショナリズムの現地点』ミネルヴァ書房
- 陳建仁 2004『台湾自由民主化史論』御茶の水書房
- 土屋光秀 2003「李登輝政権と台湾の民主化過程」『政経論叢』71, pp.581-620
- 2016「中国の民主化と「法の支配」」『政経論叢』84, pp.597-650
- 田弘茂 1994『台湾の政治 民主改革と経済発展』サイマル出版会
- 唐亮 1997『現代中国の党政関係』慶應義塾大学出版会
- 2001『変貌する中国政治』東京大学出版会
- 中居良文 2009「台頭中国とアメリカ—経済発展のためのレトリック」中居良文編著『台頭中国の対外関係』pp.149-179 御茶の水書房
- 中嶋嶺雄 1989『中国の悲劇』講談社
- 日本比較政治学会編 2004『比較のなかの中国政治』早稲田大学出版部
- 2012『現代民主主義の再検討』ミネルヴァ書房
- 2014『体制転換/非転換の比較政治』ミネルヴァ書房
- 野村浩一ほか編 1990『岩波講座現代中国別館 民主化運動と中国社会主義』岩波書店
- 前川亨 2017「1989年6月4日の北京を振り返る」専修大学学術機関リポジトリ 専修大学法学研究所所報 法学部 140 回連続講演 第70回講演記録: 17
- 丸山鋼二 1996「1989年天安門事件の一考察—「四・二六動乱社説」の形成をめぐって」『文教大学国際学部紀要』6巻 pp.93-118
- 三宅康之 2006『中国・改革開放の政治経済学』ミネルヴァ書房
- 毛里和子 2004『新版 現代中国政治』名古屋大学出版会

- 加藤千洋 美根慶樹 2012『21世紀の中国 政治・社会篇 共産党独裁を揺るがす格差と矛盾の構造』朝日新聞出版
- 2016『中国政治 習近平時代を読み解く』山川出版社
- 杜崎群傑 2015『中国共産党による「人民代表会議」制度の創成と政治過程』御茶の水書房
- 山田紀彦編 2015『独裁体制における議会と正当性』アジア経済研究所
- 若林正丈 1992『台湾 分裂国家と民主化』東京大学出版会
- 21世紀中国総研編 2018『中国情報ハンドブック[2018年版]』蒼蒼社